第１　特定共同住宅等に係る審査基準

Ⅰ　用語の定義等

1　この基準における用語の意義は、次に示す省令及び告示の例によるほか、それぞれ当該各項に定めるところによる。

（1）　40 号省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号。）をいう。

（2）　位置・構造告示とは、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 2 号）をいう。

（3）　構造類型告示とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 3 号）をいう。

（4）　17 号告示とは「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 18 年消防庁告示第 17 号）をいう。

（5）　18 号告示とは、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 18 年消防庁告示第 18 号）をいう。

（6）　19 号告示とは、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 18 年消防庁告示第 19 号）をいう。

（7）　20 号告示とは、「戸外表示器の基準を定める件」（平成 18 年消防庁告示第 20 号）をいう。

2　住戸等（40 号省令第 2 条第 2 号に規定する住戸等をいう。以下同じ。）には、電気室（制御盤等が設けられており、人が内部に入って作業を行うＥＰＳ等も含む）、ゴミ置場、受水槽室、ポンプ室、共用部分（40 号省令第 2 条第 4 号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）に設ける 4 ㎡未満の独立した 1 住戸専用のトランクルーム以外のトランクルームが含まれるものであること。

3　共用室（40 号省令第 2 条第 3 号に規定する共用室をいう。以下同じ。）には、キッズルーム、ゲストルーム、カラオケルーム、シアタールームが含まれるものであること。

4　共用部分には、駐輪場、メールコーナー、エントランスホール内に設ける室の形態を有さない談話スペース等、共用部分に設けられたトイレ等、配管ピット等が含まれるものであること。

Ⅱ　４０号省令

１　適用範囲等

（１）　40 号省令第２条第１号に規定する「政令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)」項イに掲げる防火対象物」とは、次のものも含まれるものとすること。

ア　令８区画により他の用途に供される部分と区画された 40 号省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等以外の用途に供される部分が存しないもの。（第２－１図参照）◆①

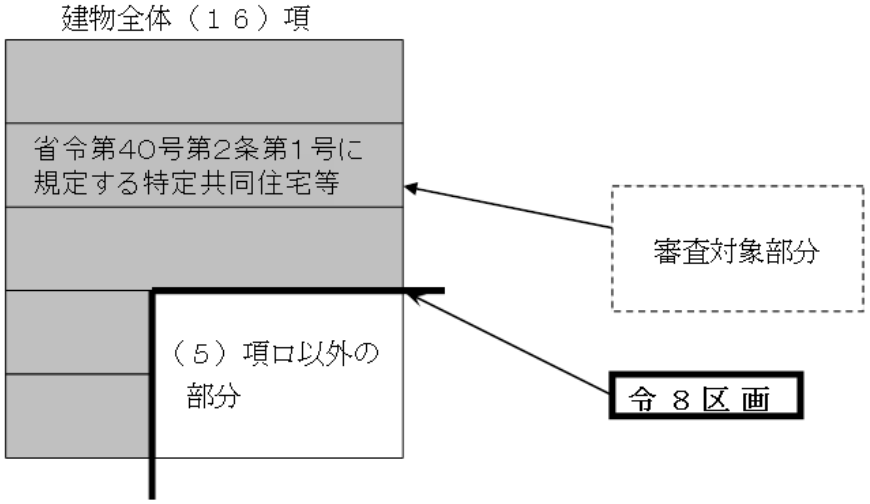

第２－１図

イ　政令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物の一部に(5)項ロに掲げる用途（機能的に従属する用途を含む。）以外の独立した用途に供される部分（300 ㎡未満、かつ、延べ面積の 10%以下）が存在する場合は、当該部分が床面積 150 ㎡以内ごとに区画されていること。（第２－２図参照）◆①

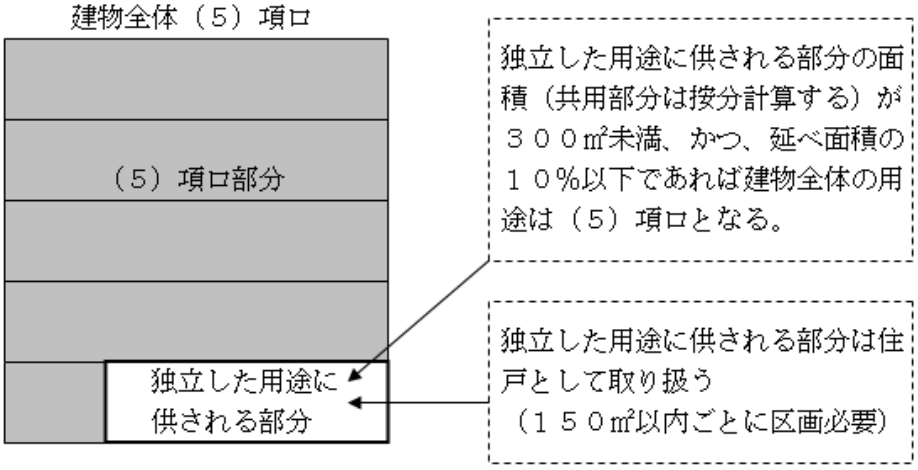

第２－２図

ウ　第２章　第１節　第６　政令第８条等に規定する区画等の取扱い２．（１）の規定により消防用設備等の設置単位とされる棟で、40 号省令第２条第１号に規定する特定共同住宅等以外の用途に供される部分が存しないもの。（第２－３図参照）

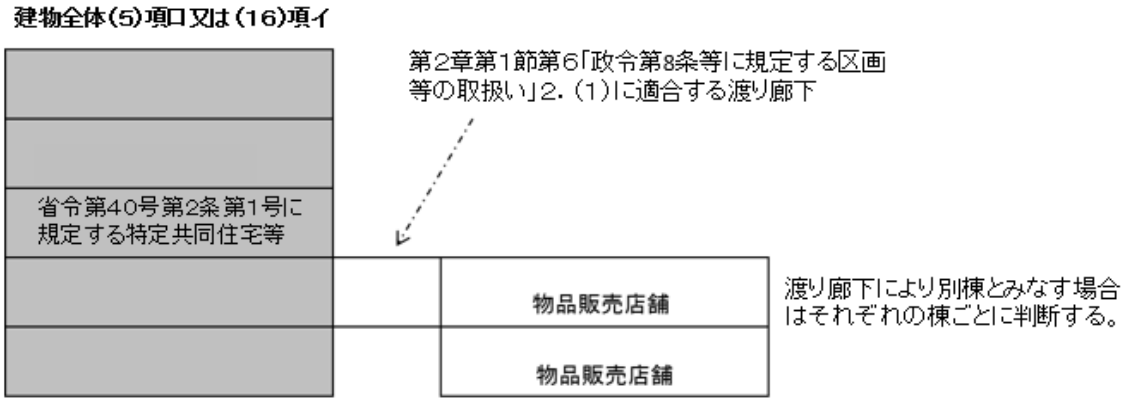

第２－３図

２　メゾネット型の住戸等の取扱いについて◆①

メゾネット型の住戸等（一の住戸等の階数が二以上であるものをいう。）の階の算定にあっては、当該住戸等を一の階と扱うものではなく、建基政令第２条第１項第８号の規定によるものであること。

３　住宅用消火器の設置について◆②

40 号省令第３条第３項第１号イにより、住戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置することとされているが、省令第６条の規定に従い住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が 20m 以下となるように共用部分に消火器を設置すれば、政令第 32 条の規定を適用し、住宅用消火器を設置しないことができる。

なお、40 号省令第３条第３項第１号ロに規定する「住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が 20m 以内の部分をいうこと。

Ⅲ　位置・構造告示

1　住戸等を形成する床又は壁の構造

位置・構造告示第３第３号の「特定共同住宅等の住戸等は開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは住戸等と住戸等又は共用部分の間を耐火構造の床又は壁により区画することをいうものであり、建基政令第 107 条第１号に定める耐火構造に求められる耐火性能を有し、かつ、堅ろうで容易に変更できない構造を有するもので次に示す構造をいうものであること。

（１）　鉄筋コンクリート造

（２）　鉄骨鉄筋コンクリート造

（３）　壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む）

（４）　軽量気泡コンクリート造

（５）　補強コンクリートブロック造

（６）　住戸等と住戸等又は共用部分との間の区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）のうち、次により適切な施工管理体制が整備されているもの。◆②

ア　施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、施工実施者に周知されていること。

イ　乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

ウ　乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

エ　乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理について、特に徹底した施工管理が行われていること。

2　住戸等の外壁に面する開口部

住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第３第３号（2）の規定によるほか、次によること。

（１）　住戸等の外壁は、次に定める部分をいう。（第３－１図）

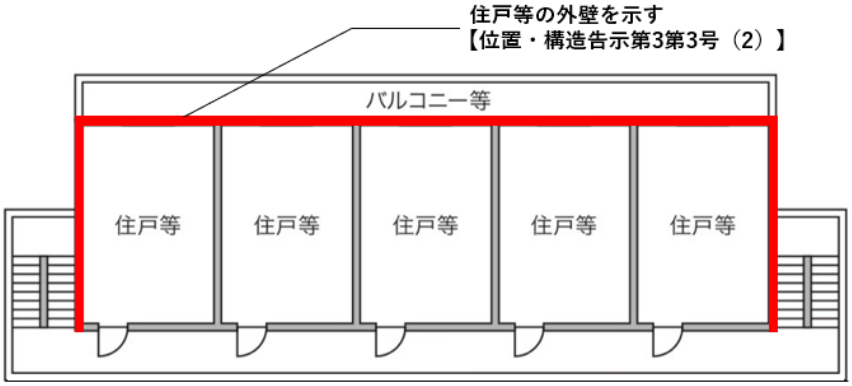

第３－１図

（2）　次のアからオに示す住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5m 以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」に適合するものであること。

ア　隣接する住戸等の場合（第３－２図）

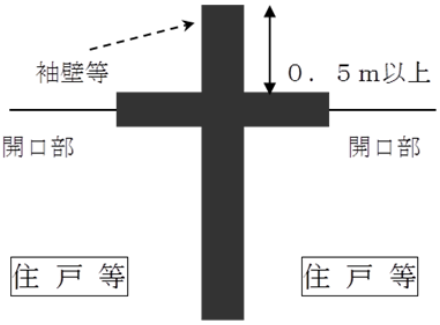

平面図

第３－２図

イ　隣接する住戸等の場合（第３－３図）

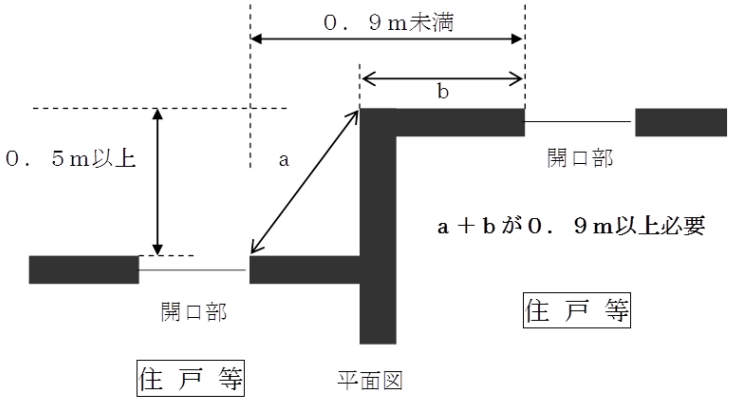

第３－３図

ウ　上下に位置する住戸等の場合（第３－４図）

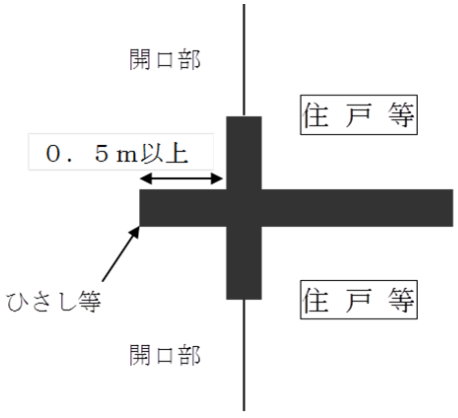

断面図

第３－４図

エ　上下に位置する住戸等の場合（第３－５図）

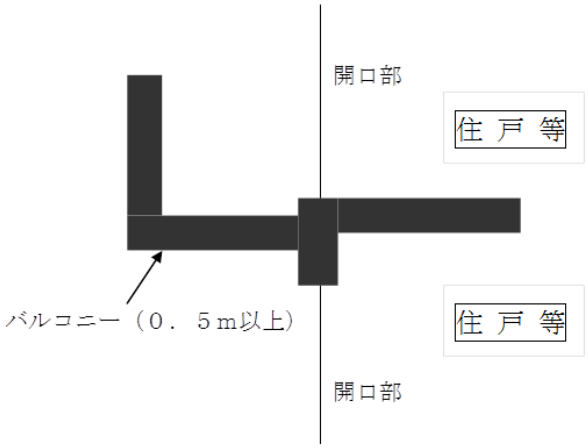

断面図

第３－５図

オ　上下に位置する住戸等の場合（第３－６図）

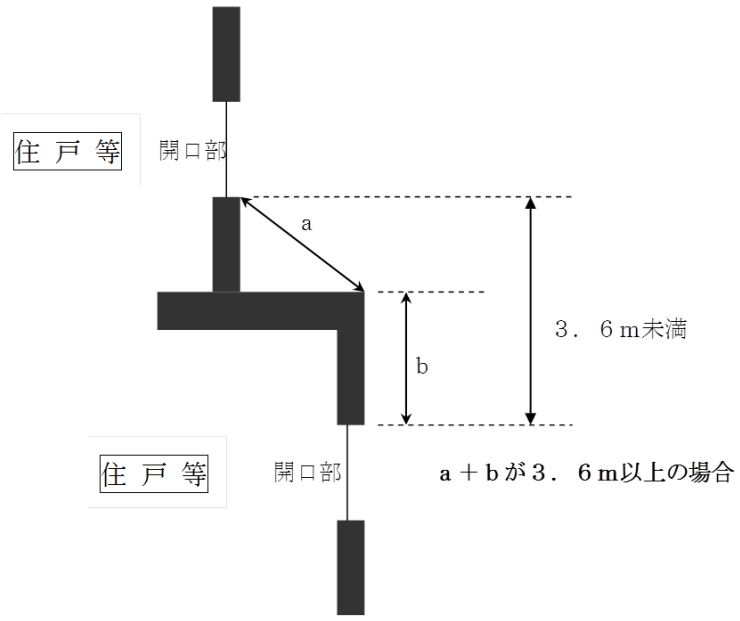

断面図

第３－６図

（3）　次のアからエに示す住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第３第３号（2）ただし書きに適合するものであること。

ア　隣接する住戸等の場合（第３－７図）

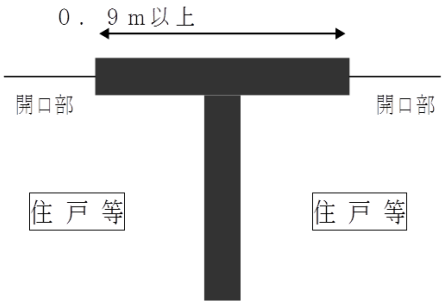

平面図

第３－７図

イ　隣接する住戸等の場合（第３－８図）

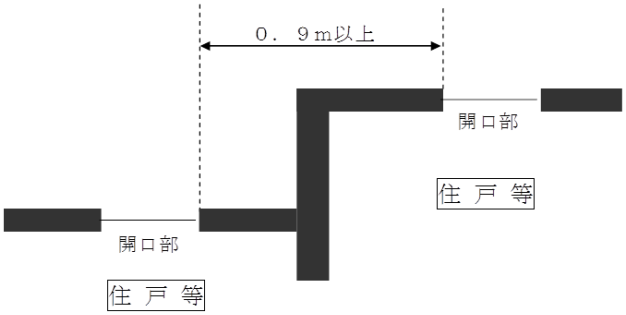

平面図

第３－８図

ウ　上下に位置する住戸等の場合（防火設備必要）（第３－９図）

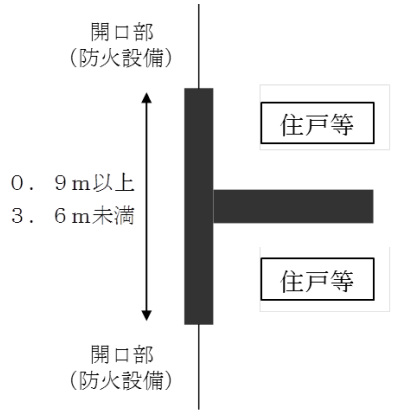

断面図

第３－９図

エ　上下に位置する住戸等の場合（防火設備不要）（第３－１０図）

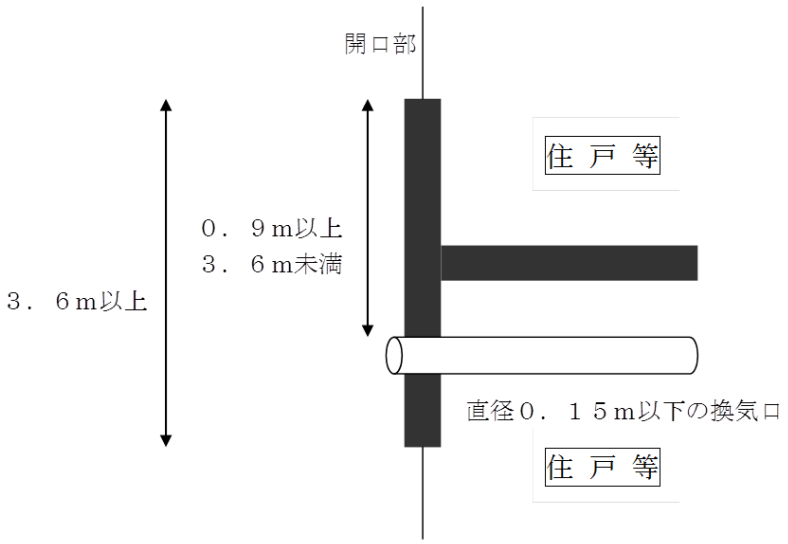

断面図

第３－１０図

オ　上下に位置する住戸等の場合（3.6m 未満のため防火設備必要）（第３－１１図）

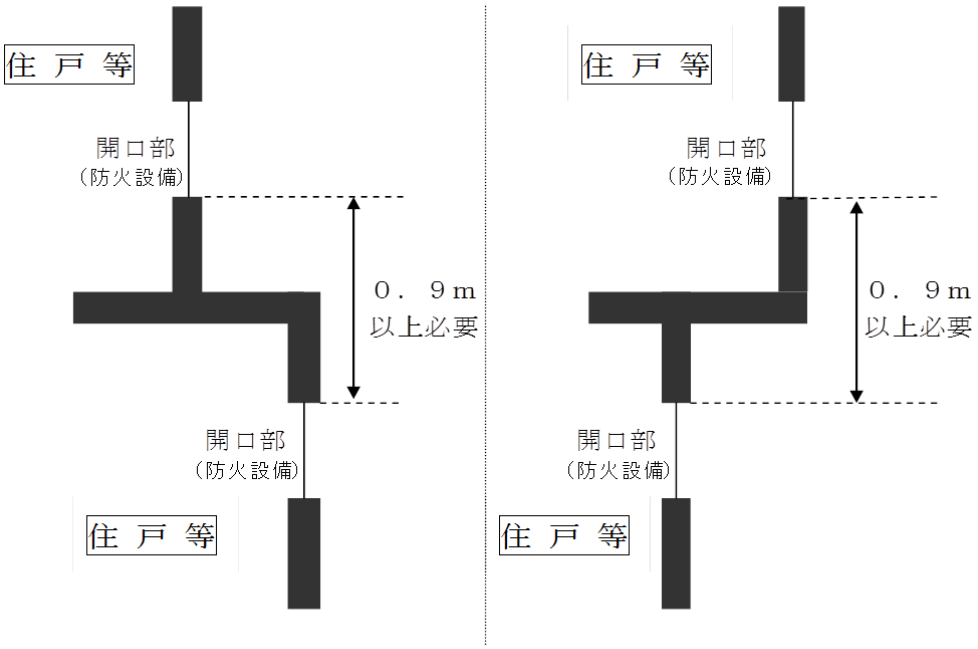

断面図

第３－１１図

カ　隣接する住戸等の場合（0.9m 未満の位置に設けることができる開口部）（第３－１２図）

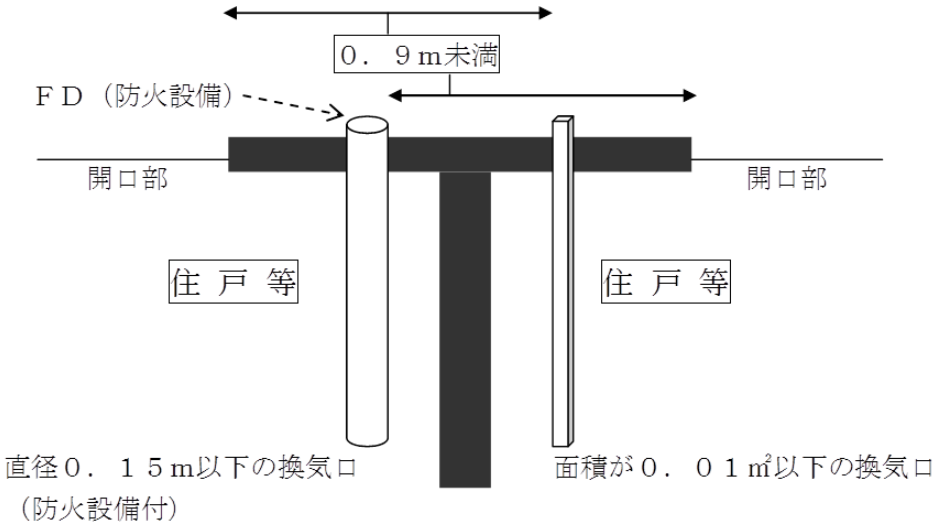

平面図

第３－１２図

キ　上下に位置する住戸等の場合（0.9m 未満の位置に設けることができる開口部）（第３－１３図）

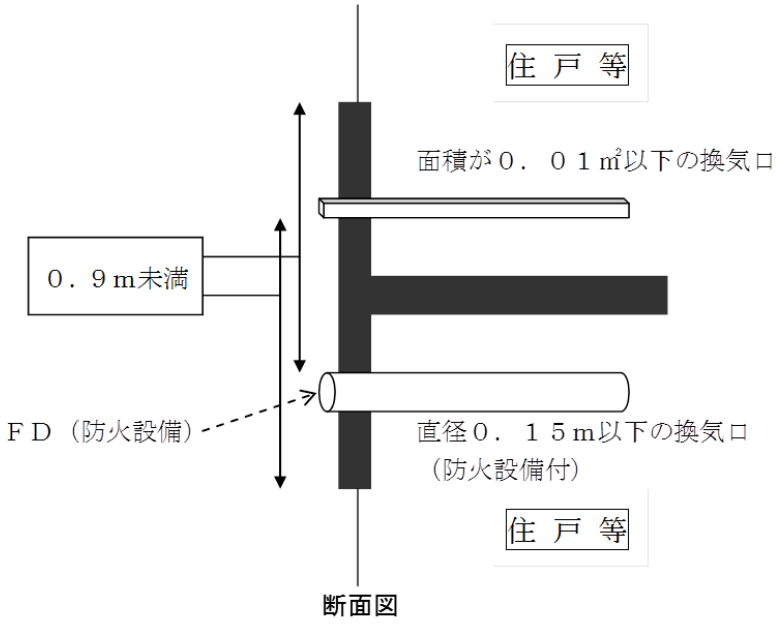

断面図

第３－１３図

（４）　位置・構造告示第３第３号（2）に規定する、「上下に設けられた開口部」とは、水平方向は開口部の左右両端より 0.9m、垂直方向は開口部の上端より 3.6m までの範囲の開口部をいうものであること。（第３－１４図参照）

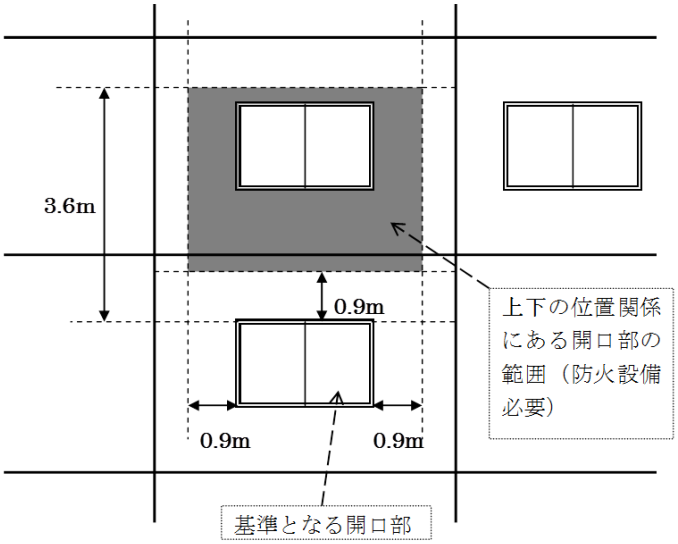

第３－１４図

（５）　バルコニー等に面する開口部の両端から側方 0.5m 以内となる範囲及び当該開口部の前面から 0.5m 以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成８年消防庁告示第２号）第８第５号の規定に適合するものである場合は、当該部分を含めて耐火構造のひさしとみなすものであること。◆②

（６）　位置・構造告示第３第３号（2）ロに規定する、住戸等への延焼防止措置については、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が、次に定める基準に適合しているものをいうこと。（第３－１５図参照）◆①

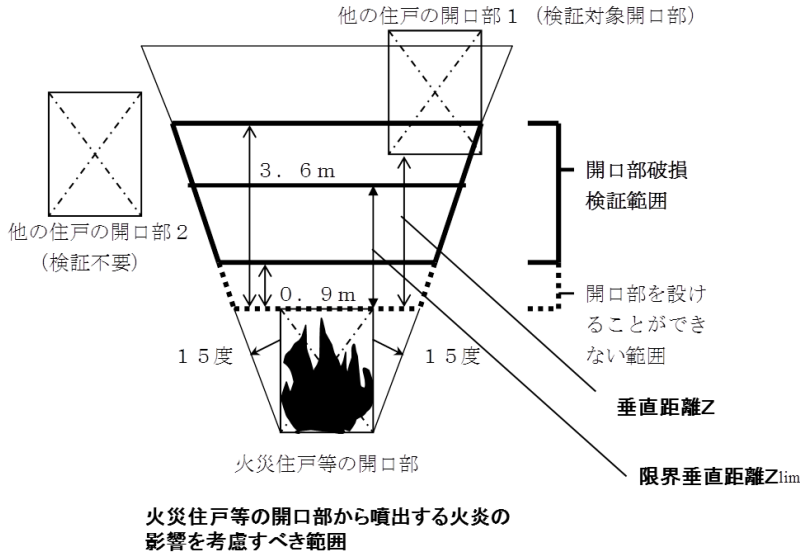

第３－１５図

ア　火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に１５度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができること。この場合において、火

災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。

イ　火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に１５度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が 3.6m 以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部 0.9m の範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離 Z が、次の（ア）から（カ）までの手順により求めた限界垂直距離 Z_{lim} より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（第３－１４図中の開口部１をいう。）に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径 0.15m 以下のもの又は開口部の面積が 0.01 ㎡以下のものにあっては、この限りでない。

（ア）　開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。

$\Delta T = T_{lim} - 293$

ΔT は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差（単位　K。以下同じ。）

T_{lim} は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度（単位　K。以下同じ。）

開口部の材料	T_{lim}（許容温度）
フロートガラス	373K
フロートガラス （飛散防止フィルム貼り）	423K
線入りガラス	673K

※　開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

（イ）　火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。）を次式により求めること。

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}}$$

r_0 は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（単位　m。以下同じ。）

A は、火災住戸等の１の開口部の面積（開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。（単位　㎡。以下同じ。）

π は、円周率。

（ウ）　火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H}$$

Q は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位　kW。以下同じ。）

H は、火災住戸等の一の開口部の高さ（火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位　m。以下同じ。）

（エ）　火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値Θ を次式により求めること。

$$\Theta = 16.09\Delta T r_0^{5/3} / (QT_{\lim})^{2/3}$$

（オ）　開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Zt を Θ の値に従い、次の（ａ）又は（ｂ）の式により求めること。

（ａ）　ｄにより求められる Θ の値が０．３５以下の場合

$$Zt = \frac{1.05 r_0}{\Theta}$$

Zt は、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離（単位　m。以下同じ。）

（ｂ）　ｄにより求められる Θ の値が０．３５より大きい場合

$$Zt = \frac{1.93 \times 10^{-3} r_0}{\Theta^7}$$

（カ）　限界垂直距離 Z_{lim} は、ｅで求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Zt と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さ Z_{Lm} のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離が Z_{lim} より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

$$Z_{Lm} = 2.39H$$

３　住戸等の共用部分に面する開口部

住戸等と共用部分を区画する壁に設ける開口部は、位置・構造告示第３第３号（3）の規定によるほか、次によること。

（１）　位置・構造告示第３第３号（3）イ（ハ）の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、Ⅳ 構造類型告示　２開放型特定共同住宅等.（６）の「外気に面しない部分」をいうものであること。

（２）　電気室、受水槽室等の機械室にあっては、位置・構造告示第３第３号（3）ハの規定によらず、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸である場合は、4㎡以下とすることができる。◆②

（３）　換気口等の風道が住戸等と共用部分を区画する壁を貫通する場合は、当該貫通部分に防火ダンパー等の防火設備を設置すること。（第３－１６図参照）

ただし、やむを得ず当該貫通部分に防火ダンパー等の防火設備を設置することができない場合は、換気口部分に防火設備を設置し、かつ、当該貫通部分から防火設備までに使用する換気口等の風道を厚さ 1.5mm 以上の鉄板とすること。（第３－１７図参照）

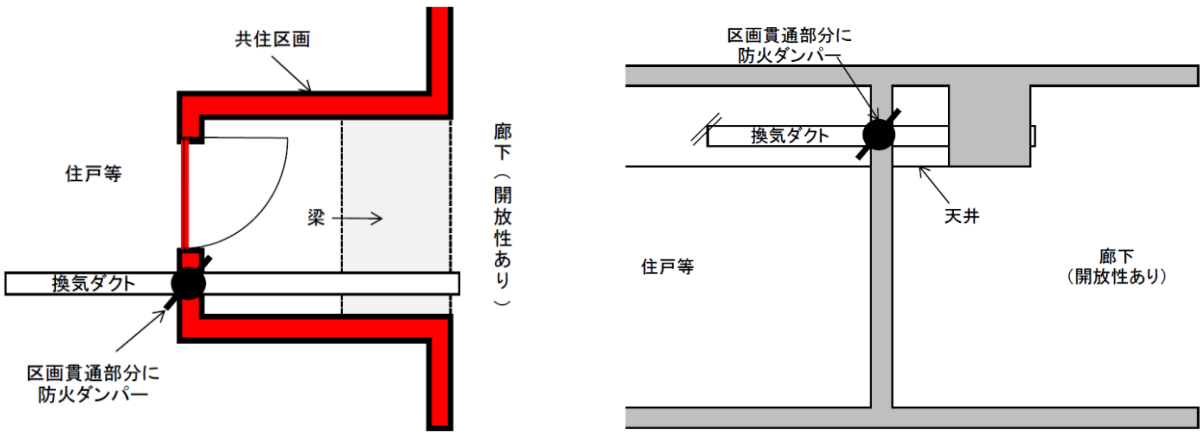

（平面図）　　（断面図）

第３－１６図

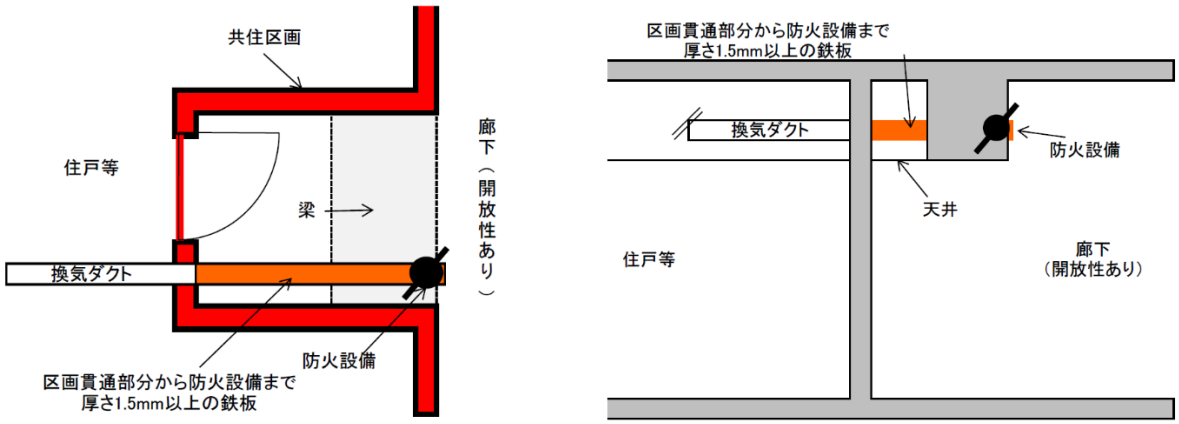

（平面図）　　（断面図）

第３－１７図

（４）　住戸等の共用部分に面する開口部は、位置・構造告示第３第３号（2）の規定に準ずること。★（第３－１８図、第３－１９図参照）

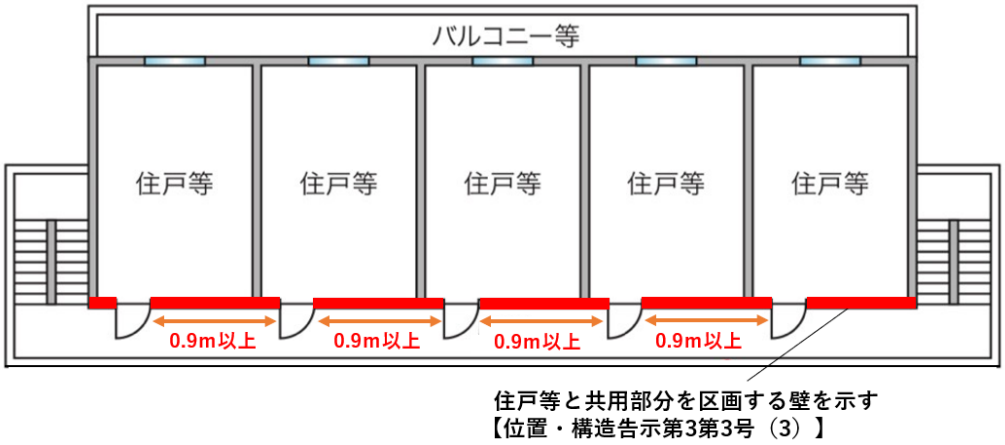

第３－１８図

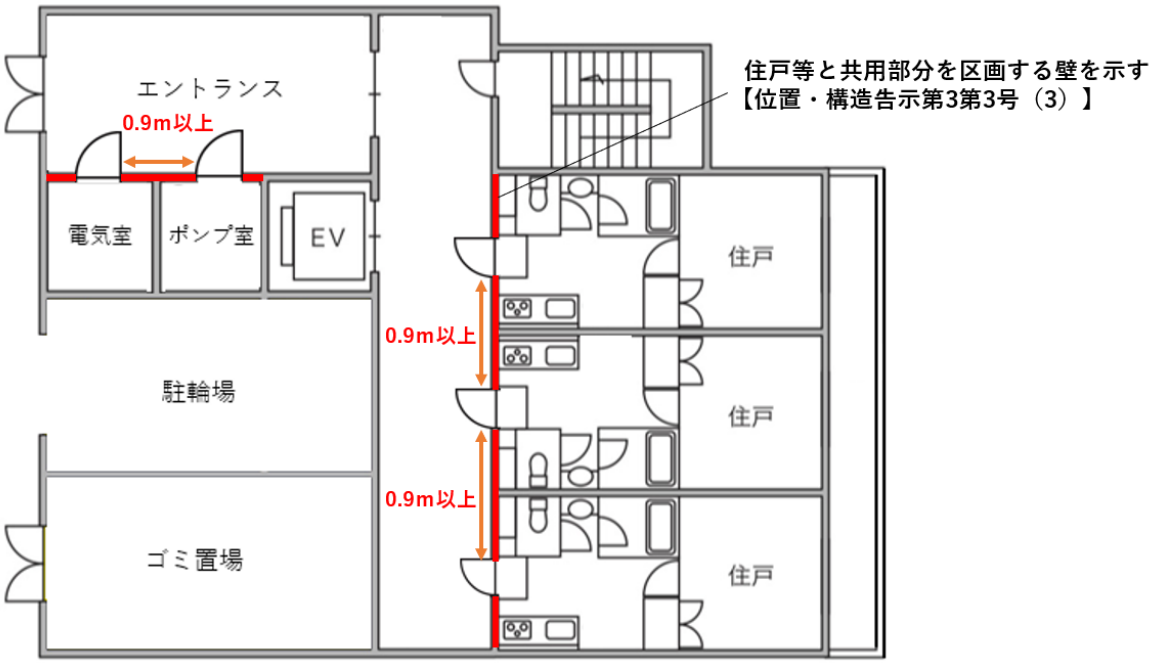

第３－１９図

４　住戸等と住戸等を区画する壁

住戸等と住戸等を区画する壁には、開口部（換気口等）を設けることはできないものであること。

したがって、換気口等の風道が、住戸等から共用部分を経て、再び住戸等へ貫通する施工方法は、認められないものであること。（第３－２０図、第３－２１図参照）

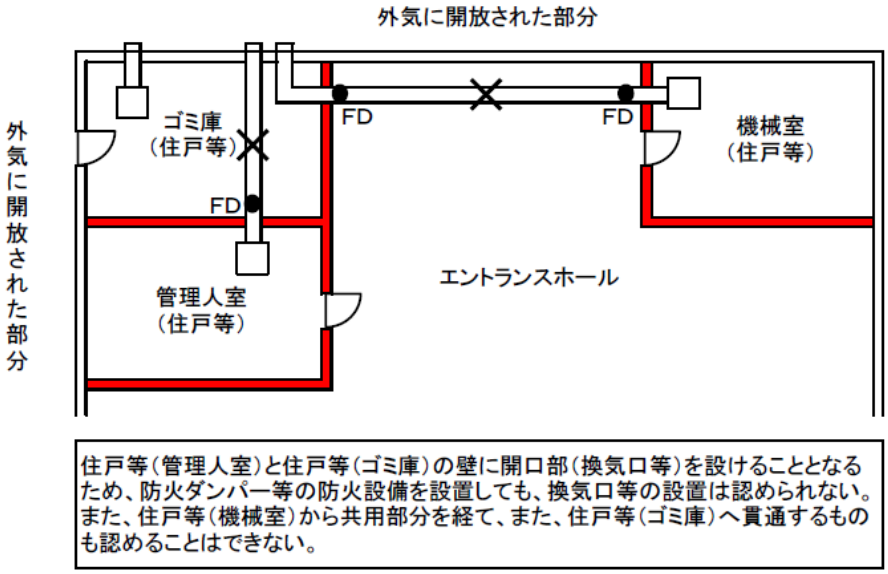

第３－２０図（認められない設置例）

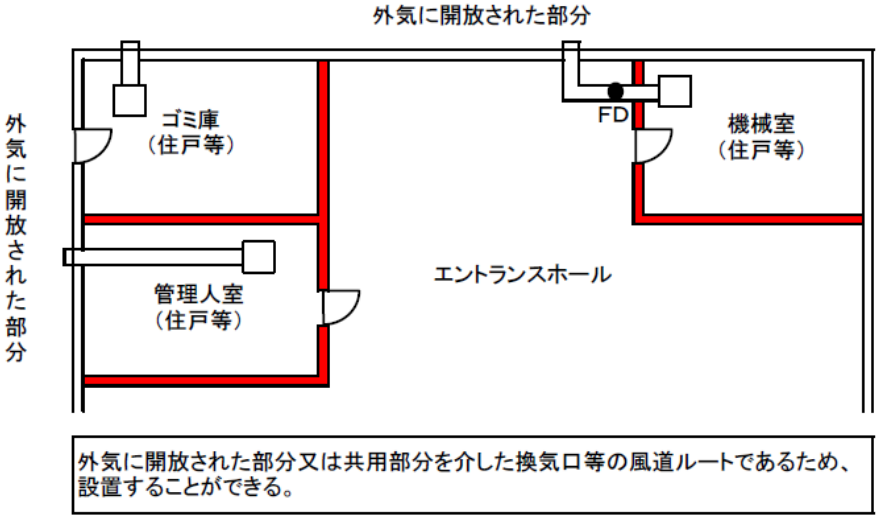

第３－２１図（認められる設置例）

５　住宅等の床又は壁を貫通する配管等

住宅等の床又は壁を貫通する配管等は、位置・構造告示第３第３号（4）の規定によるほか、次によること。

（1）　位置・構造告示第３第３号（2）に基づく「ひさし等」として設けられたバルコニーにおいて、配管（雨樋等）が住戸等の開口部から 50cm 以内の範囲を貫通する場合は、以下のいずれかによること。（第３－２２図参照）

ア　不燃材料とすること。

イ　位置・構造告示第３第３号（2）ただし書きによる場合を除き、第３第３号（4）（ニを除く。）の規定の例によること。

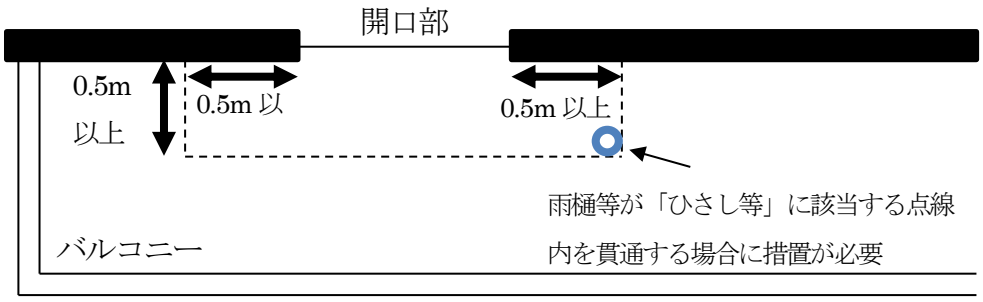

第３－２２図（ひさし等を貫通する配管の防火措置）

（2）　耐火構造の床又は壁に、電線管（CD 管又は PF 管に限る。）が 2m 以上打ち込まれている場合は、位置・構造告示第３第３号（4）ホの規定に適合しているものとして取扱うことができる。

（3）　位置・構造告示第３第３号（4）への「配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。」とは、配管等と可燃物との間に 15cm 以上の距離を保つことをいうものであること。

また、「当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、配管等の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火することがないもの又は発火することがないように、厚さ 50mm 以上の金属以外の不燃材料（ロックウール等）で被覆等の措置を講じること等をいう。

6　特定光庭の基準等

位置・構造告示第２第６号の規定する光庭は、次によること。

（1）　特定光庭に該当しない光庭

光庭のうち、次に掲げる場合は、特定光庭に該当しないものとして取り扱う。

ア　第３－２３図及び第３－２４図に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きにあっては、特定光庭には該当しないものであること。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは１ｍ以上必要であること。◆①

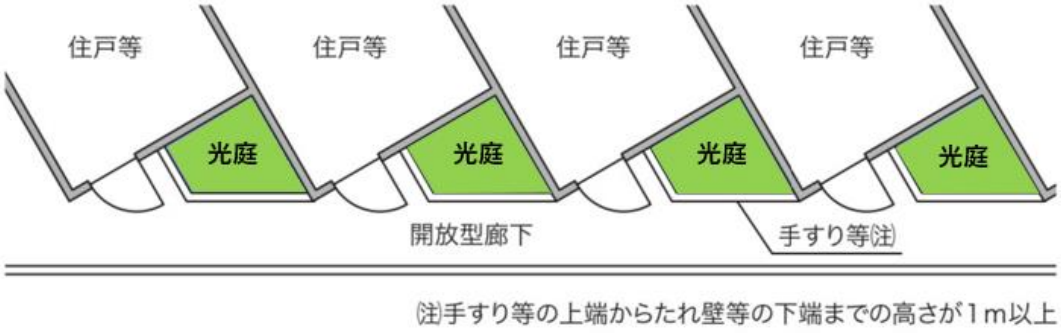

第３－２３図

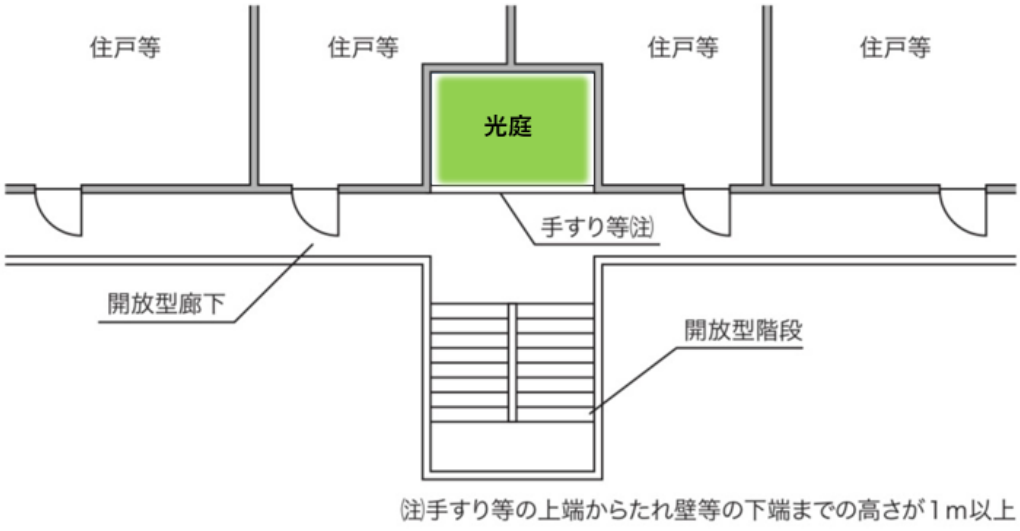

第３－２４図

（２）　特定光庭であるか否かの検証

光庭のうち、次に掲げる場合は、位置・構造告示第４第１号の規定に基づき、特定光庭であるかの検証を行う必要がある。

なお、火災住戸と同一面の開口部、火災住戸が面する廊下の避難経路は輻射熱の検討を要しない。（第３－２５図参照）

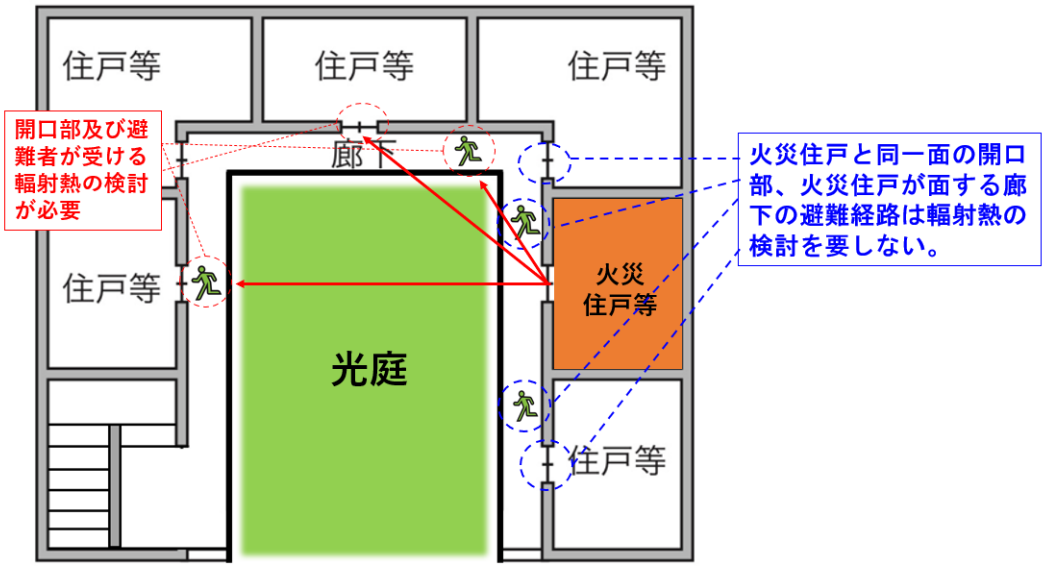

第３－２５図

ア　　光庭部分に面して常時１辺が開放されており、開放部分の長さが当該光庭の周長の４分の１以上開放されている場合、位置・構造告示第４第１号（２）ロの検討は不要としてよい。★

なお、位置・構造告示第４第１号（１）及び同号（２）イの検証は行う必要がある。（第３－２６図参照）

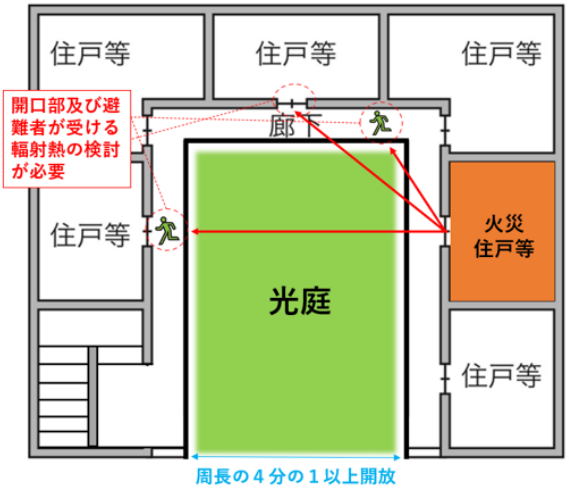

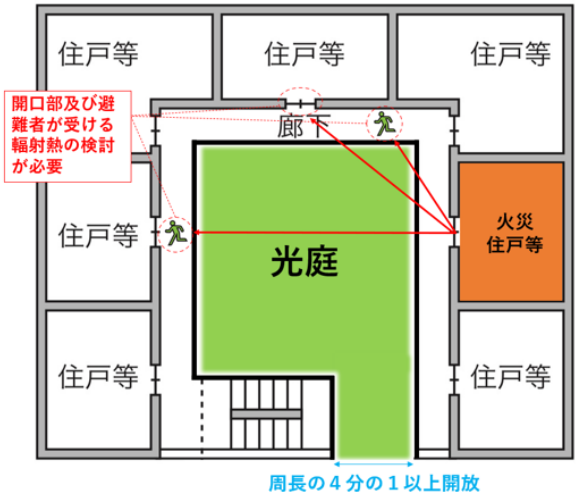

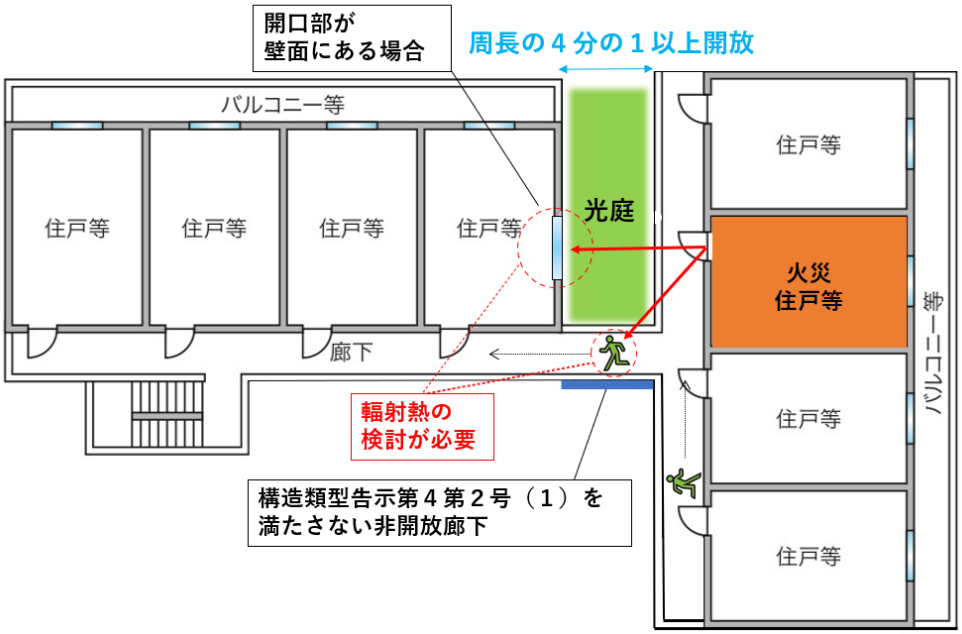

第３－２６図

ただし、光庭に面する壁面に開口部がない場合は位置・構造告示第４第１号（１）の検証が不要である。また、光庭に面する廊下及び階段室等を経由しないで避難できる場合は同号（２）イの検証は不要である。（第３－２７図参照）

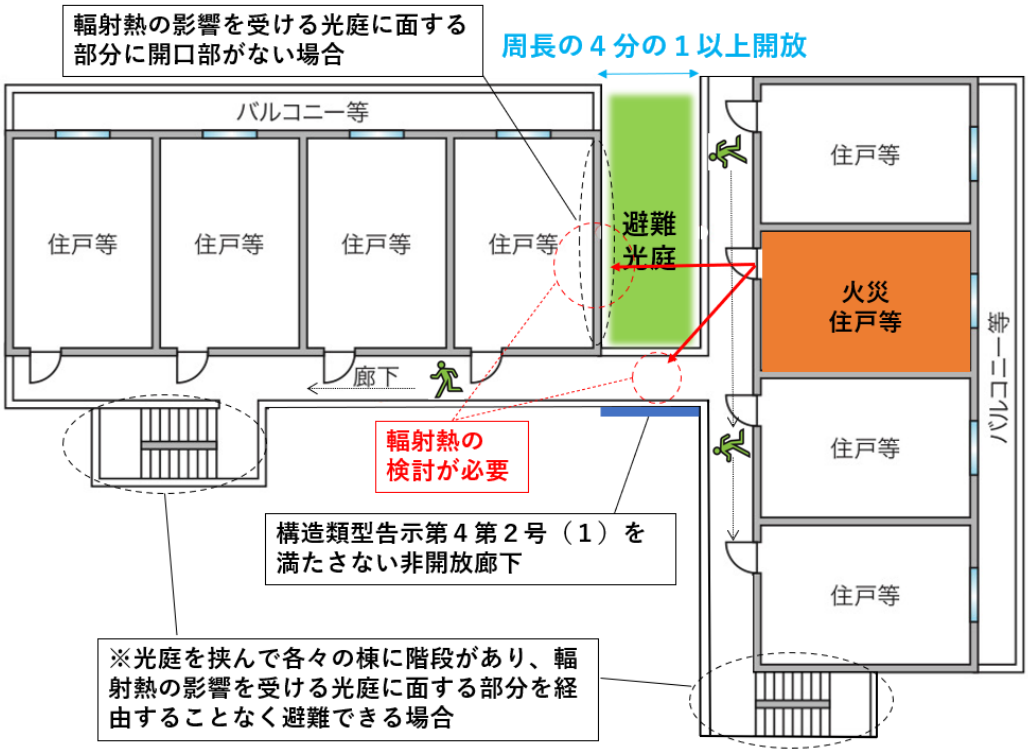

第３－２７図

イ　光庭部分に面して常時２辺以上が開放されており、当該光庭の周長の８分の１以上、かつ、それぞれが２m以上開放されている場合、位置・構造告示第４第１号（２）ロの検討は不要としてよい。★

なお、位置・構造告示第４第１号（１）及び同号（２）イの検証は行う必要がある。（第３－２８図参照）

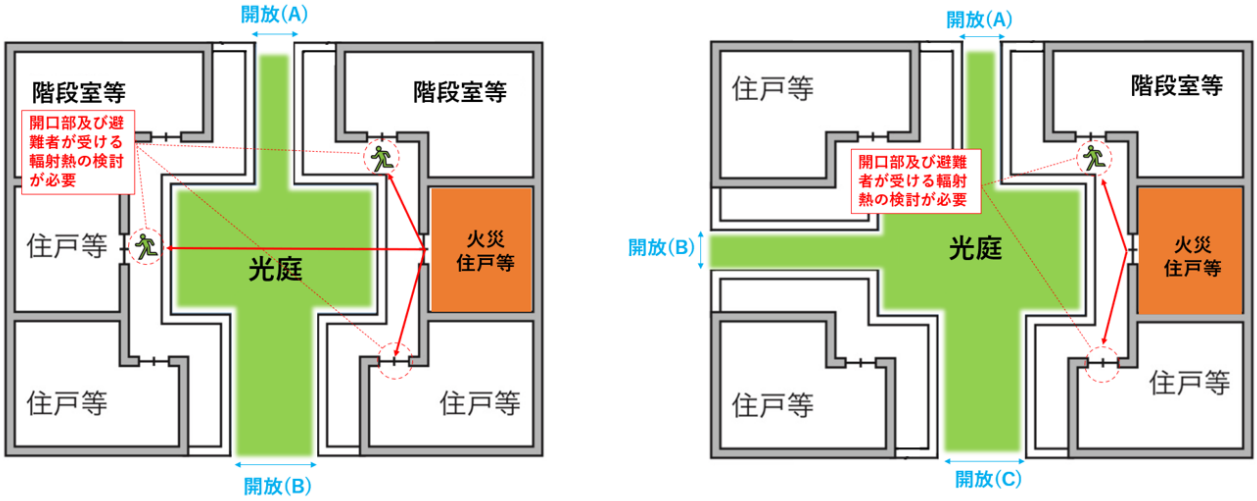

A＋B≧１／８　かつ　A、B≧２m　　A＋B＋C≧１／８　かつ　A、B、C≧２m

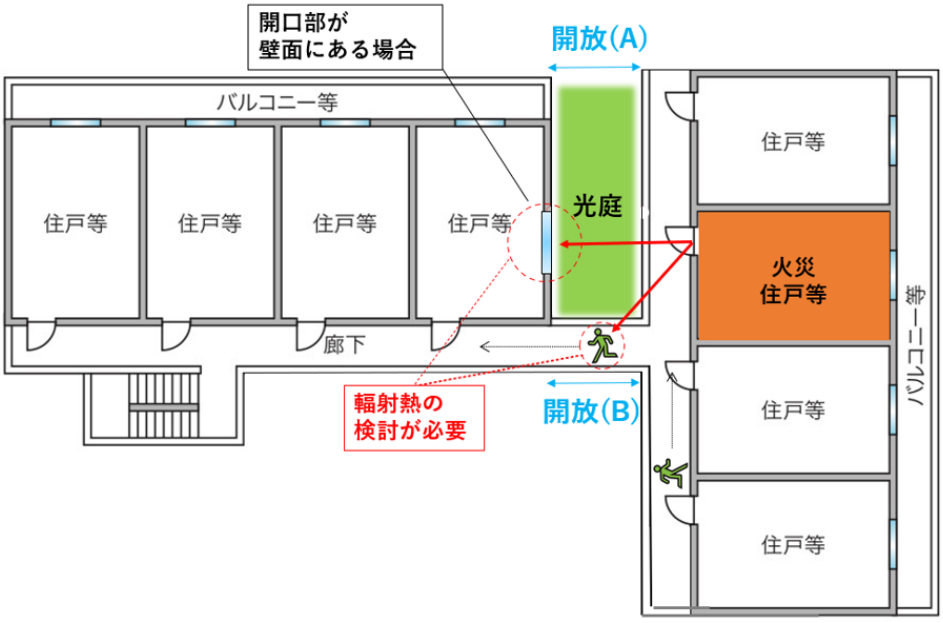

A＋B≧１／８　かつ　A、B≧２m

第３－２８図

ただし、光庭に面する壁面に開口部がない場合は位置・構造告示第４第１号（１）の検証が不要である。また、光庭に面する廊下及び階段室等を経由しないで避難できる場合は

同号（２）イの検証は不要である。（第３－２９図参照）

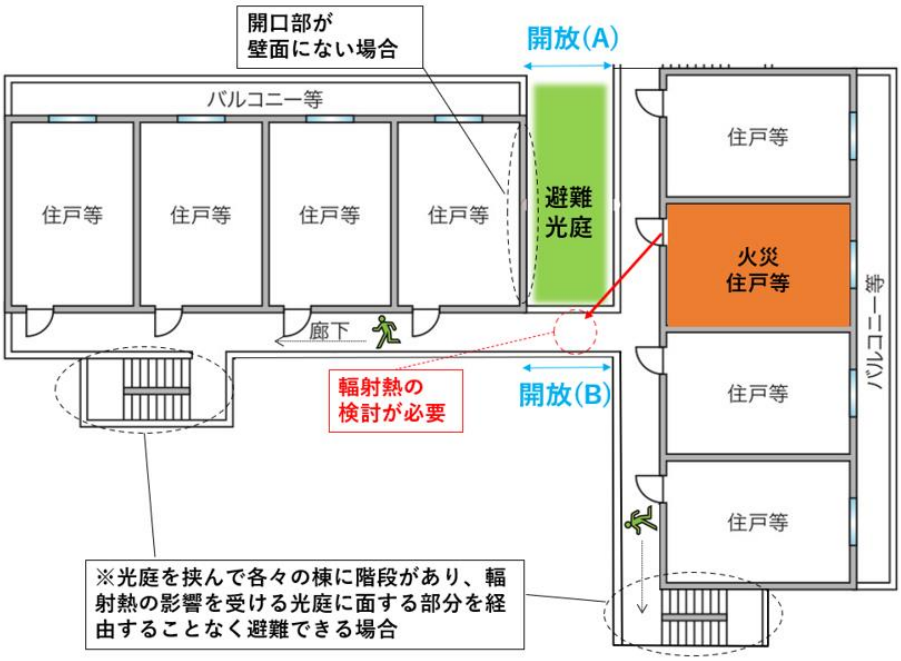

A＋B≧１／８　かつ　A、B≧２ｍ

第３－２９図

ウ　前アからエまでに定める光庭部分に面して常時開放されている部分が、隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線からから１ｍ未満の場合については、常時開放しているものとは取り扱えないため、位置・構造告示第４第１号の検証を行う必要がある。（第３－３０図参照）

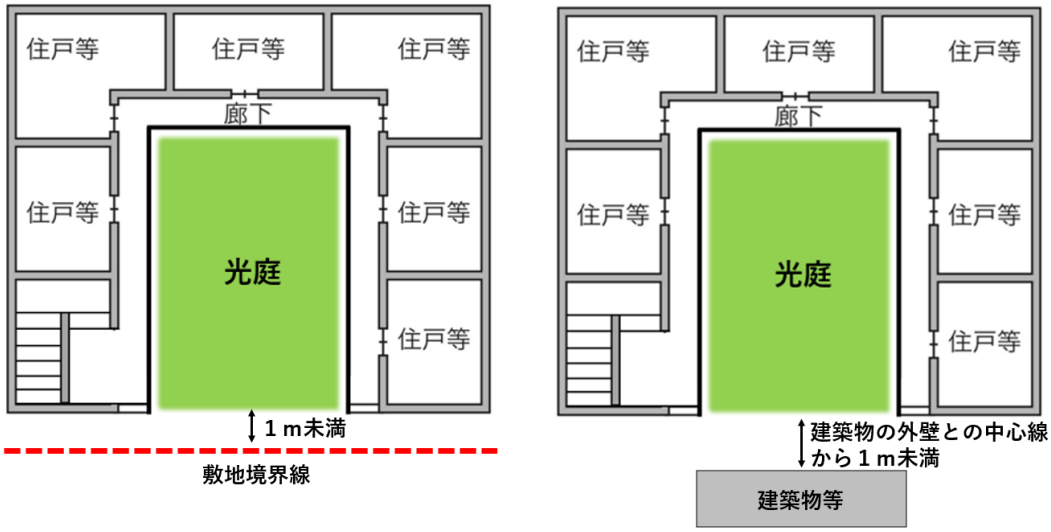

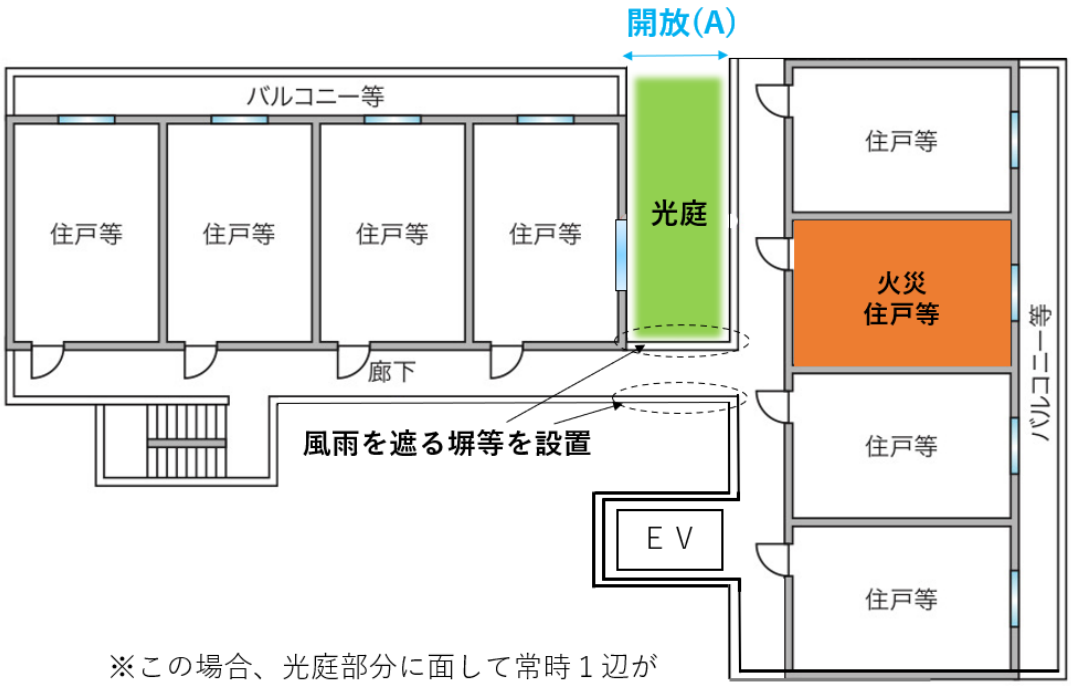

※この場合、光庭部分に面して常時１辺が
開放されているものとして扱う。

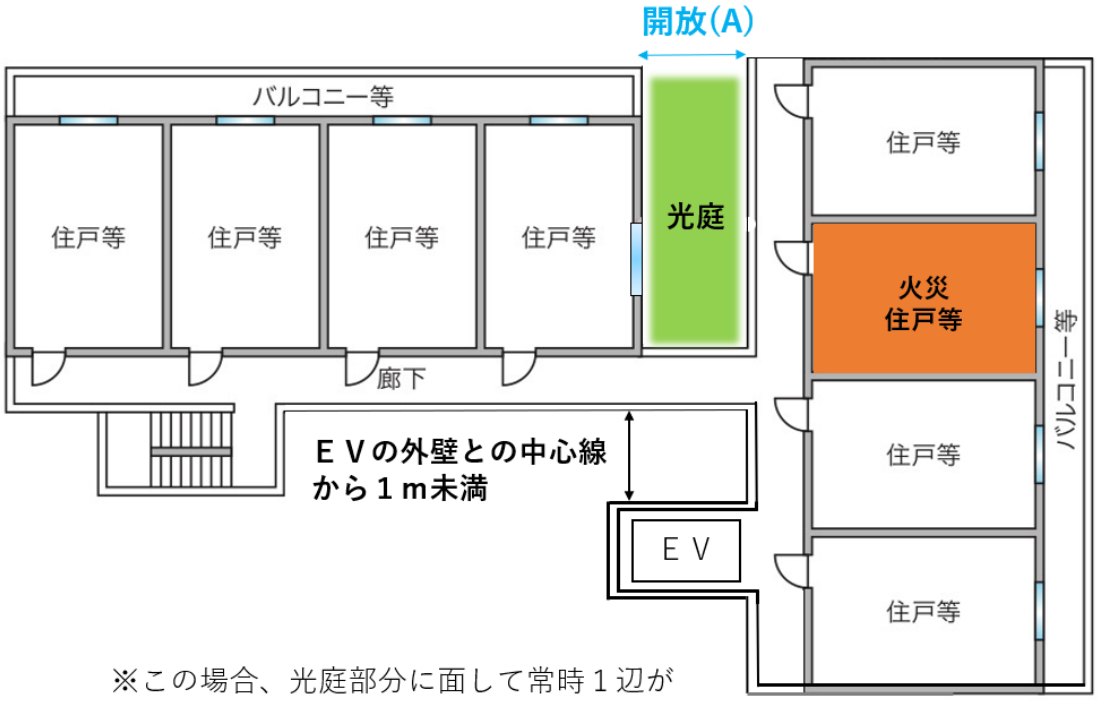

※この場合、光庭部分に面して常時１辺が
開放されているものとして扱う。

第３－３０図

カ　ボイド空間が存在する場合については、位置・構造告示第４第１号の検証を行う必要がある。（第３－３１図参照）

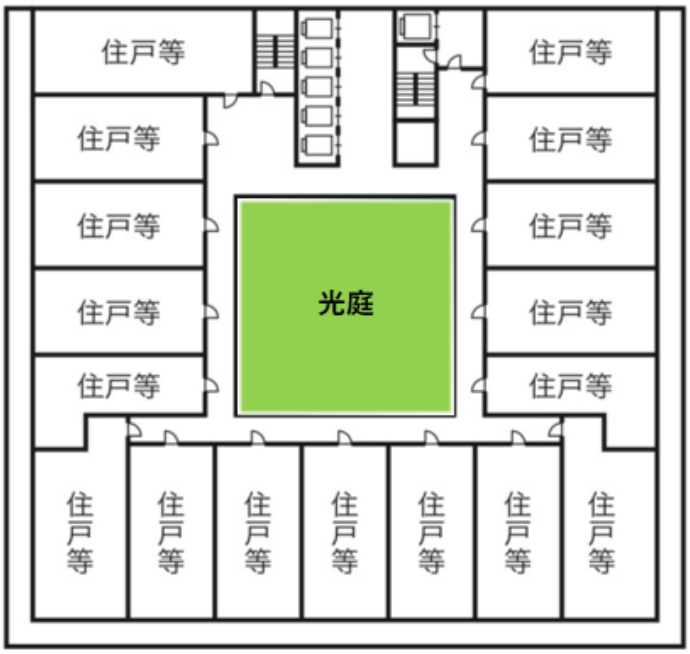

第３－３１図

（３）　等価開口部◆①

ア　等価開口部の高さは、一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さであること。

イ　等価開口部の面積は、一の住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く）の合計面積であること。

ウ　等価開口部の幅は、「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値であること。

エ　火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、受熱量を求め合計すること。（第３－３２図参照）

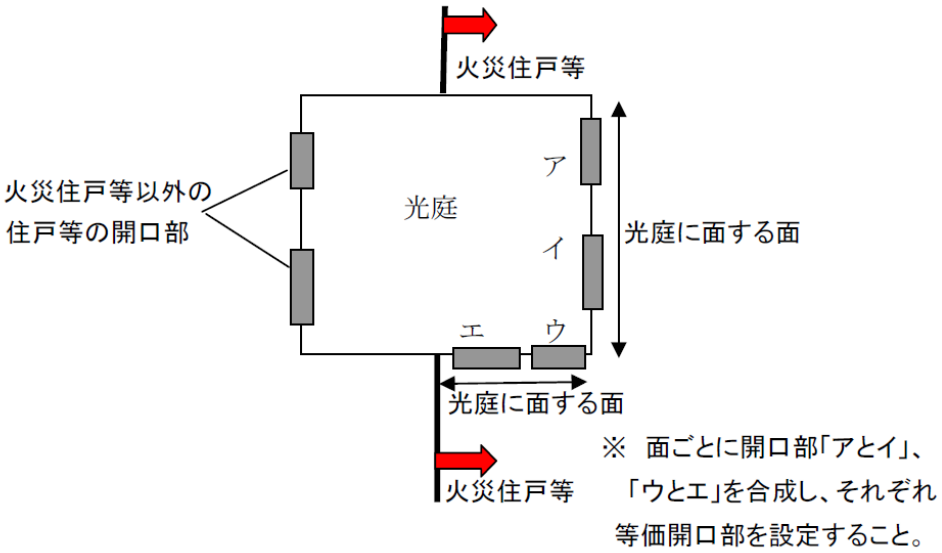

第３－３２図

オ　等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置であること。（第３－３３図及び第３－３４図参照）

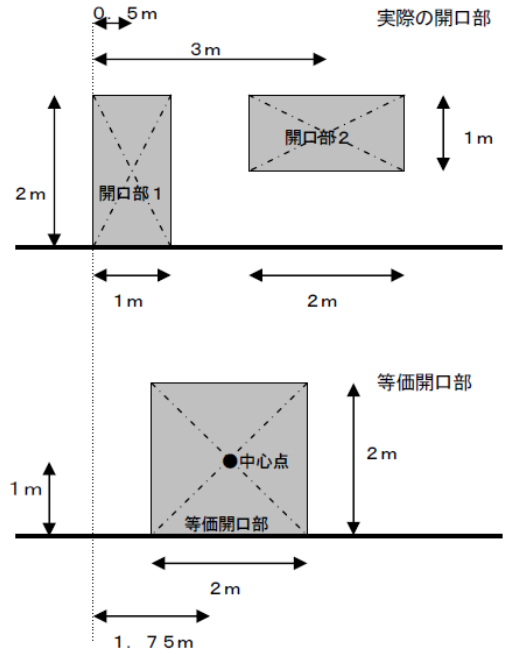

等価開口部の求め方
① 高さは開口部1、2の最大の高さ:2m
② 面積は開口部1、2の面積の合計:4㎡
③ 従って、幅は2m
④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
2.0×0.5（開口部1）
＋2.0×3.0（開口部2）
＝4.0×L（等価開口部）
となることから左破線より右側に L=1.75m（高さ 1m）が中心点となる。

第３－３３図

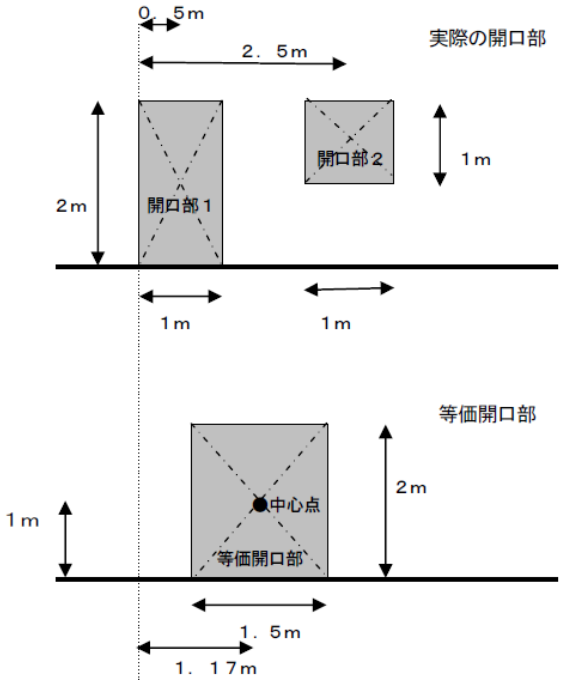

等価開口部の求め方
① 高さは開口部1、2の最大の高さ:2m
② 面積は開口部1、2の面積の合計:3㎡
③ 従って、幅は1．5m
④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
2.0×0.5（開口部1）
＋1.0×2.5（開口部2）
＝3.0×L（等価開口部）
となることから、左破線より右側に L=1.17m（高さ 1m）が中心点となる。

第３－３４図

カ　等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さは、次式により求めること。

$L = 1.52H_x$

L_x：等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位　m）

H_x：等価開口部の高さ（単位　m）

キ　等価開口部から噴出する熱気流の面積は、次式により求めること。

$S = LW$

S：等価開口部から噴出する熱気流面積（単位　㎡。以下同じ。）

W：等価開口部の幅（単位　m）

ク　受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数は、次式により求めること。（第３－２０図参照）

$$F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S$$

F：受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数（Fが１を超える場合にあってはF＝１とする。以下同じ。）

β_1及びβ_2：受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（ラジアン）

π：円周率

d：受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位　m）（第３－２０図及び第３－３５図参照）

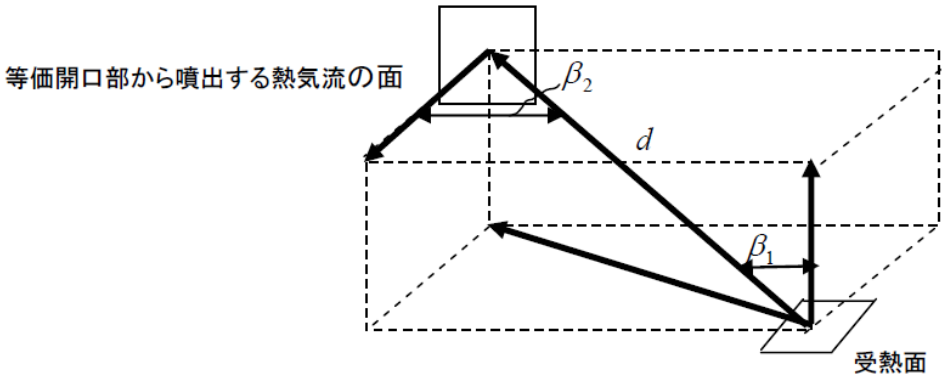

第３－３５図

光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、β_1及びβ_2は０ラジアンとなり、$F = S / \pi d^2$（ただし、$F \leqq 1$）となる。（第３－３６図参照）

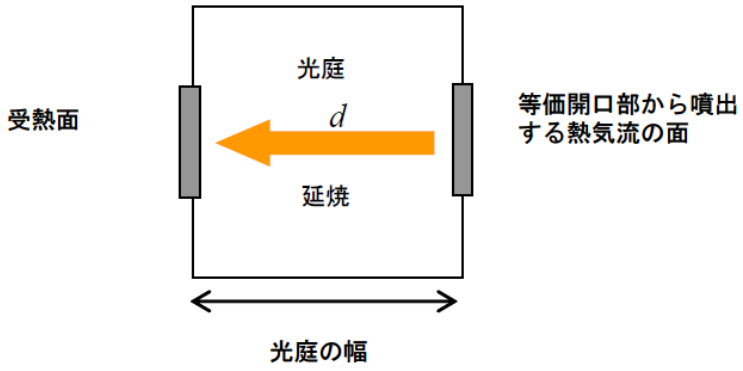

第３－３６図

「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合β_1及びβ_2は$\frac{\pi}{4}$ラジアンとなり、Ｆ＝Ｓ／２πｄ^2　（ただし、Ｆ≦1）となる。（第３－３７図参照）

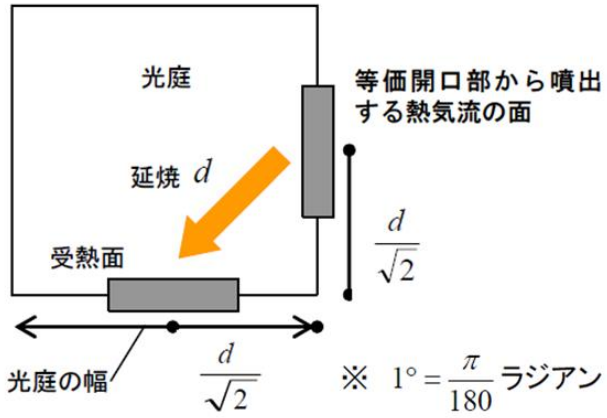

第３－３７図

ケ　等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室を経由して避難する者が受ける受熱量は、次式により求めること。

q＝100Ｆ

q：等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室を経由して避難する者が受ける受熱量（単位　kW／㎡）

コ　位置・構造告示第４第１号（2）イに規定する「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」の算定は、前アからキの例によること。なお、この場合において、受熱面（避難する者）の位置は、次の（ア）から（ウ）とすること。（図３－３８参照）

（ア）　想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分

（イ）　想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部

（ウ）　前（ア）及び（イ）の位置における受熱量が3kW／㎡に近い値となる場合は、受

熱量が大きくなると想定される廊下中央部（第３－３８図参照）

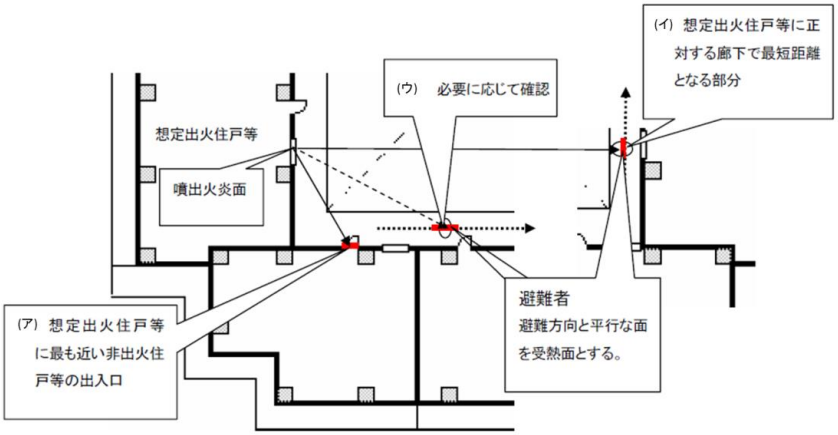

第３－３８図

サ　特定光庭に該当しないことの検証にあっては、光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合を除き、住戸等のすべての開口部について検証を行う必要があること。◆②

（２）　避難光庭◆①

ア　位置・構造告示第４第１号（2）ロ（イ）に規定する避難光庭の高さは、第３－３９図の例により計測すること。

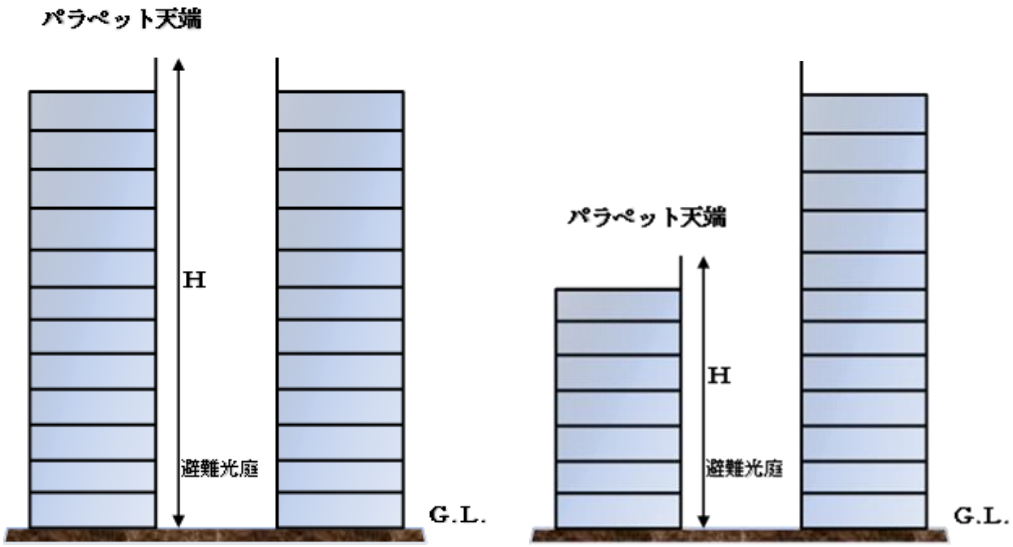

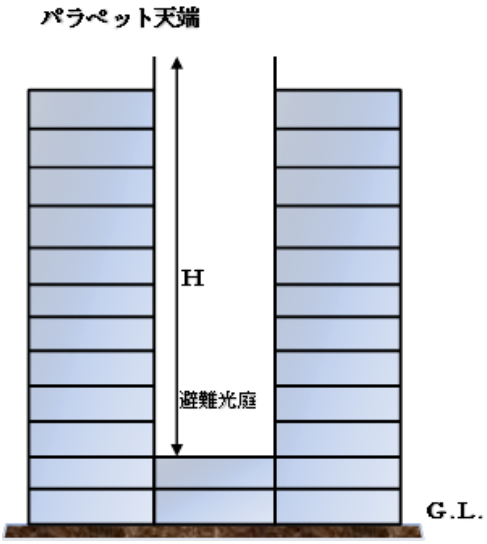

注）パラッペット天端の高さが異なる場合には、原則として最も低い部分により計測すること。

第３－３９図

イ　位置・構造告示第４第１号（2）ロ（イ）に規定する避難光庭の幅は、第３－４０図の例により計測すること。なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が２．５未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号（2）ロ（ロ）に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向（対向壁面方向）で計測する必要があること。

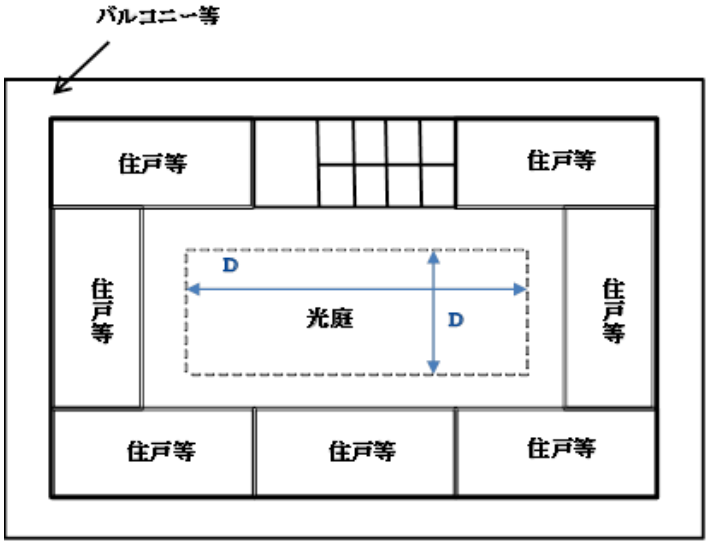

注）　この場合Ｄは２つあるが、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で計算を行う。なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方のＤにおいて計算を行うこと。◆②

第３－４０図

ウ　位置・構造告示第４第１号（2）ロ（ロ）に規定する「火災住戸等のすべての開口部か

ら噴出する煙層の温度」については、次の（ア）から（ウ）までの手順により求めること。

（ア）　等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度は、次式により求めること。

$$Q_x = 400A_x\sqrt{H_x}$$

Q_x：等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位　kW）

A_x：等価開口部の面積（単位　㎡）

H_x：等価開口部の高さ（単位　m）

（イ）　避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の吸気開口率（避難光庭の底部の開口部の比をいう。以下同じ。）は、次式により求めること。

$$r = 100\frac{S_a}{S_f}$$

r　：避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の吸気開口率（単位　%）

S_a：避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積（単位　㎡）

S_f：避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積（単位　㎡）

（ウ）　避難光庭における火災住戸等の全ての開口部から噴出する煙層の上昇温度は、次式により求めること。

$$\Delta T = 2.06\alpha\frac{Q^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}}$$

ΔT：避難光庭における火災住戸等の全ての開口部から噴出する煙層の上昇温度（単位　K）

α　：次の式により求められる値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66}$$

D：避難光庭の幅（単位　m）

（3）　位置・構造告示第４第２号（2）ロに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、第３－４１図の例により計測すること。◆①

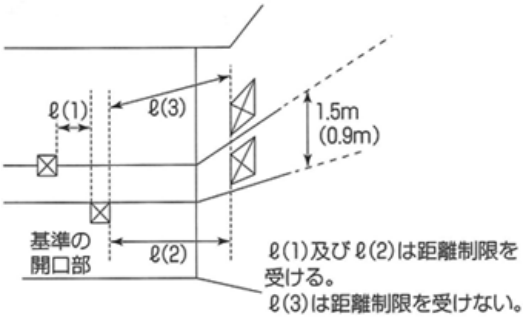

第３－４１図

（4）　位置・構造告示第４第２号（2）ハに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、第３－４２図及び第３－４３図の例により計測すること。◆①

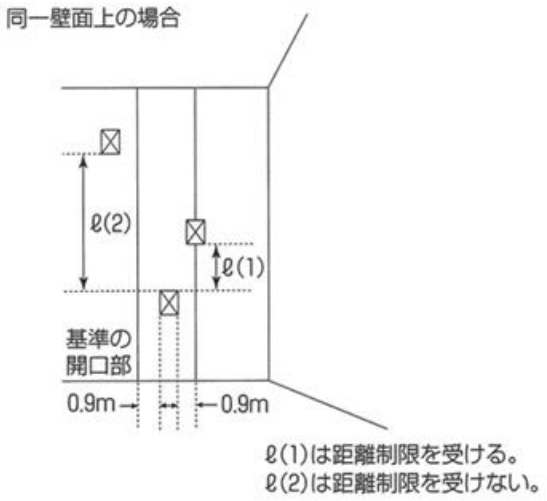

第３－４２図

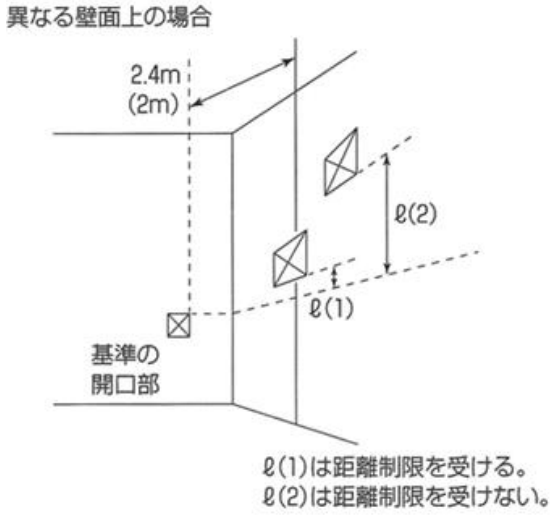

第３－４３図

（6）　位置・構造告示第４第２号（3）ロの「防火上有効な措置」とは、次のア及びイの措置をいうものであること。◆①

ア　給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

（ア）　ガスの消費量が、70kW 以下であること。

（イ）　１の住戸の用に供するものであること。

（ウ）　密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠蔽されていること。

（エ）　圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。

（オ）　過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。

イ　給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

（ア）　特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部との隙間を不燃材料（建基法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。

（イ）　前（ア）の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

（7）その他

位置・構造告示第４第２号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられ

た開口部は含まれないものであること。◆②

Ⅳ　構造類型告示

1　二方向避難型特定共同住宅

（1）　二方向避難の要件

構造類型告示第3の規定によるほか、次によること。

ア　共用室及び管理人室が避難階に存し、かつ就寝を伴わず浴室が組み込まれていない場合は、二以上の異なった避難経路の確保を要しないものであること。◆②

イ　避難上有効なバルコニーとは次によること。◆①②

（ア）　直接外気に開放されていること。

（イ）　避難上支障のない幅員（60cm以上）及び転落防止上有効な高さ（1.1m以上）の手すり等を有していること。

なお、車いす等の避難を考慮した場合80cmから90cm程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

（ウ）　他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

ウ　バルコニー等の隔板等は、構造類型告示第3第2号（4）の規定によるほか、次によること。◆②

（ア）　材質を難燃材料とし、容易に破壊できるものであること。

（イ）　大きさは、幅60cm以上、高さ80cm以上であること。

（ウ）　避難器具が設置されている住戸の隔壁等（隣接する住戸側）については、避難器具が設置されている旨を表示すること。★

エ　廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号（5）の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることができること。◆②

オ　避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分とは、次に定める部分をいい、第４－１図から第４－５図までに示す。◆①

（ア）　火災住戸等

（イ）　構造類型告示第4第2号（1）、（2）及び（4）に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあっては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

（ウ）　構造類型告示第4第2号（1）、（2）及び（4）に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあっては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分

（エ）　階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等

（オ）　火災住戸等のバルコニー

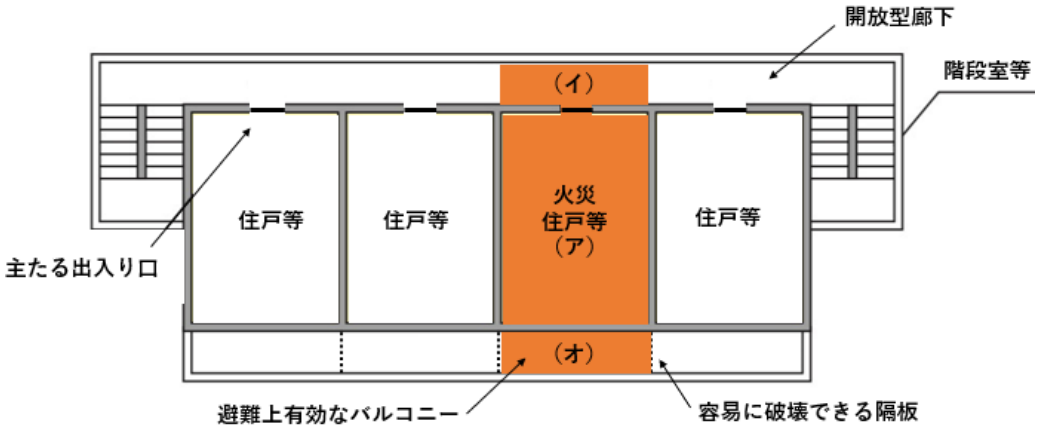

第４－１図（廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、両端に２の階段））

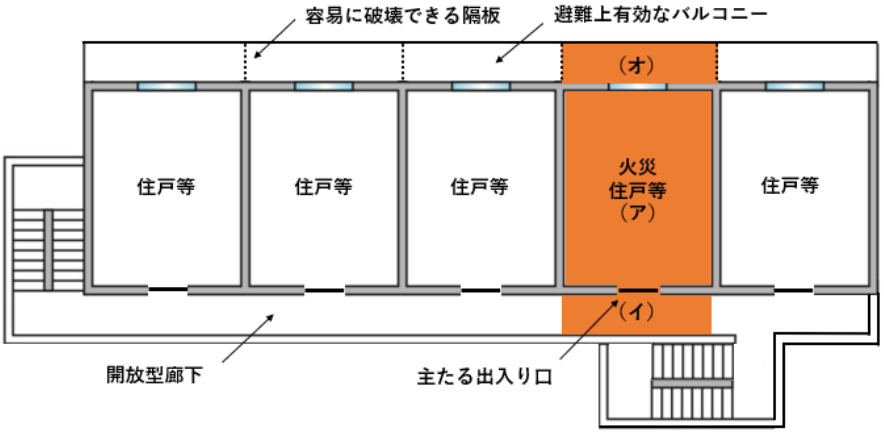

第４－２図（廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、２の階段のうち１が端部に存する場合））

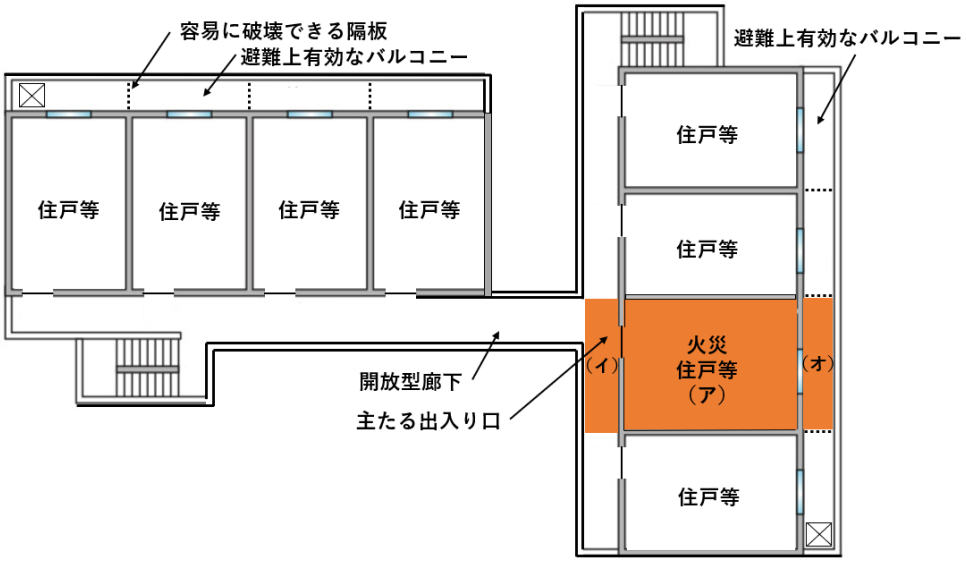

第４－３図（廊下型特定共同住宅等（T 字型））

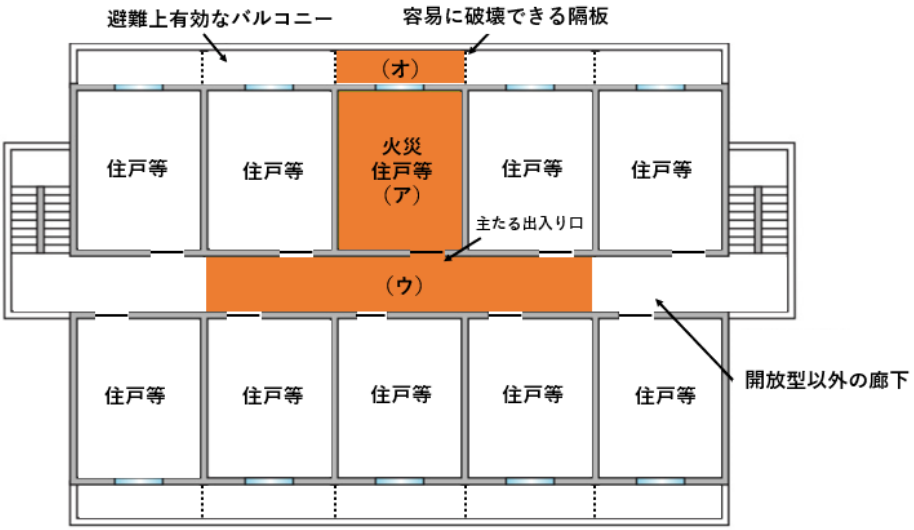

第４－４図（廊下型特定共同住宅等（中廊下型で連続したバルコニー））

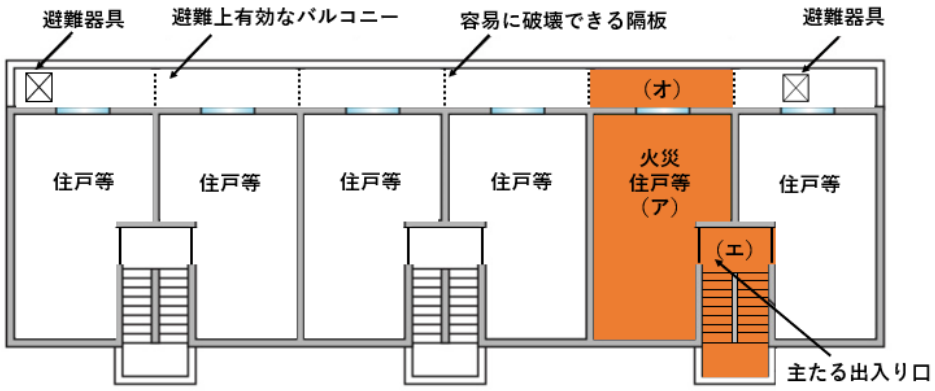

第４－５図（階段室型特定共同住宅等（連続したバルコニー））

カ　メゾネット型の住戸等においては、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができること。◆②

（２）　二方向避難型特定共同住宅等判断例について（第４－６図から第４－１６図参照）

☒：避難器具等

☐：避難器具等降下場所

ア　廊下型特定共同住宅等（部分的に連続したバルコニー、両端に２の階段）

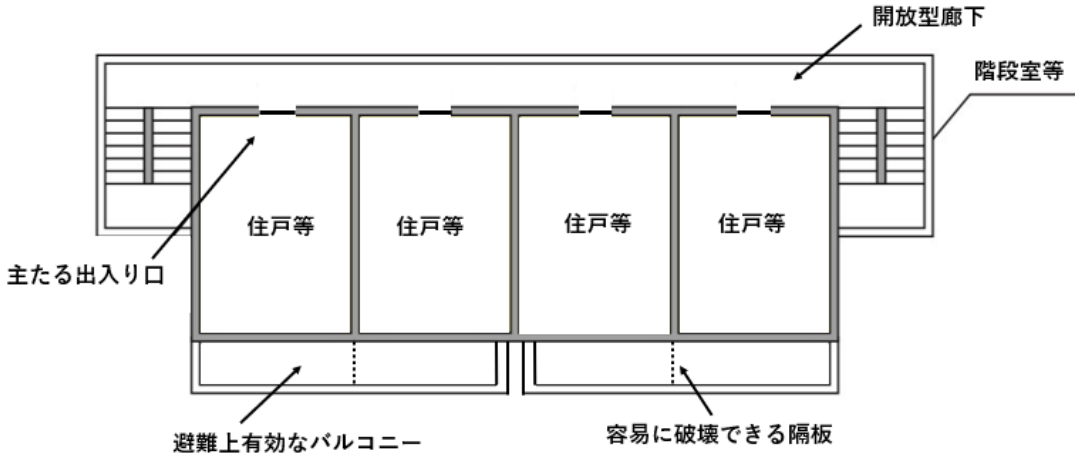

第４－６図

判定：　二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

イ　廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、２の階段のうち１が端部に）

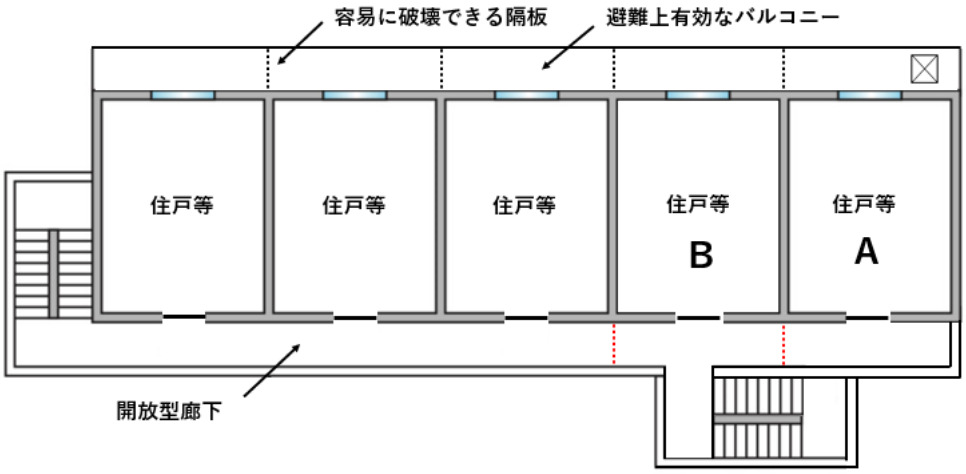

第4－7図

判定：　住戸Ｂが火災の場合、住戸Ｂが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。

ただし、住戸Ａに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

ウ　廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、２の階段のうち１が端部に）

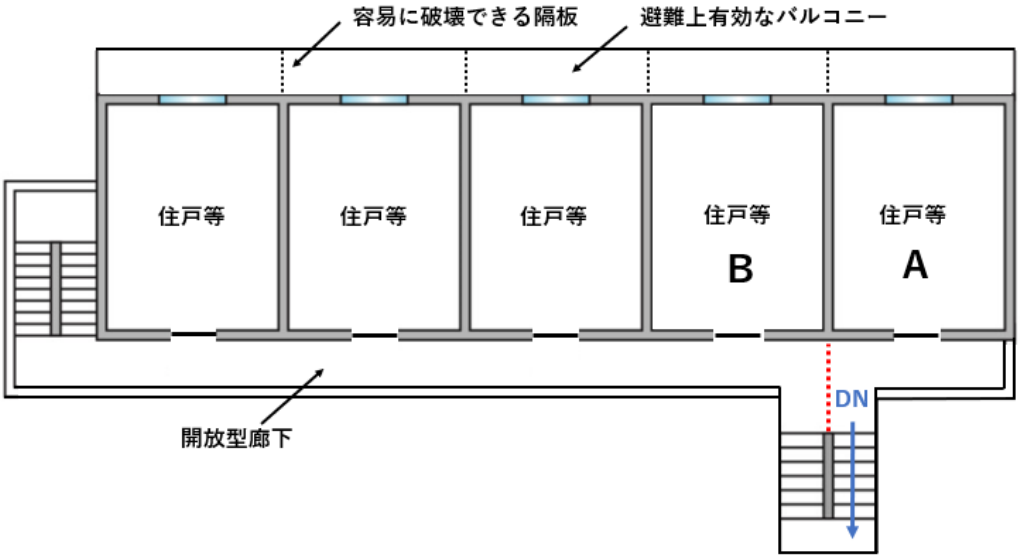

第4－8図

判定：　二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

エ　廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、２の階段のうち１が端部に）

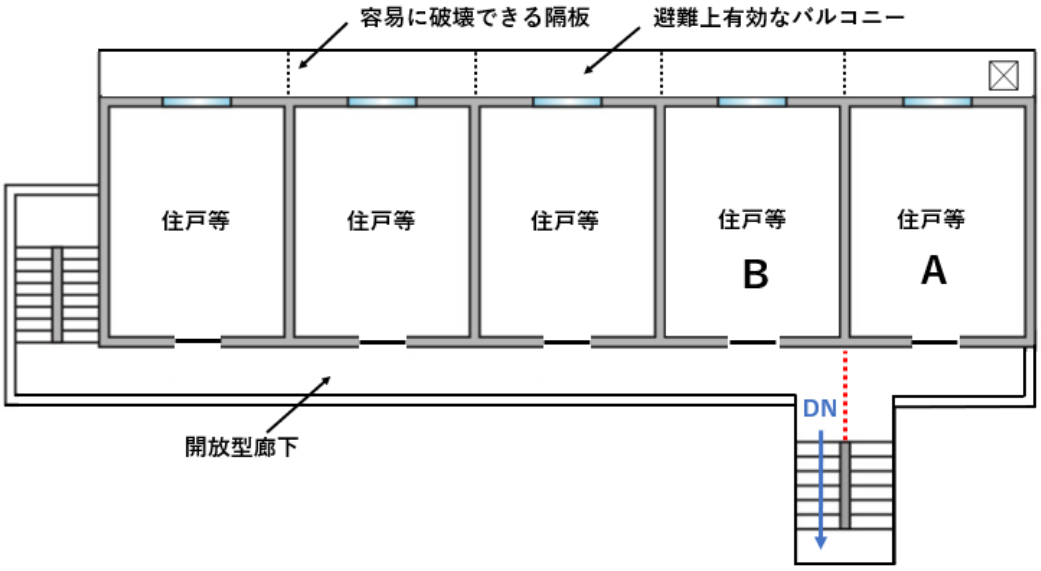

第4－9図

判定：　住戸Ｂが火災の場合、住戸Ｂが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、住戸Ａに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

オ　階段室型特定共同住宅等（部分的に連続したバルコニー）

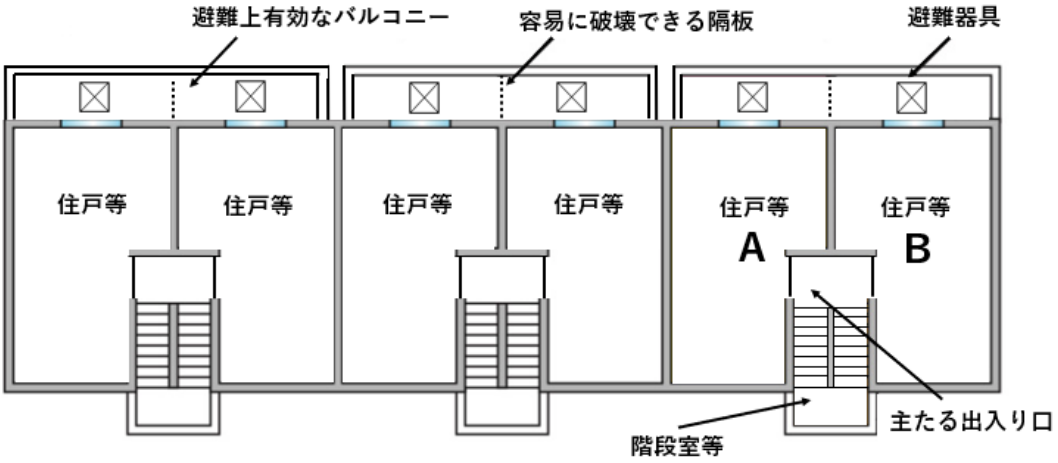

第４－１０図

判定：　住戸Ａが火災の場合、住戸Ａが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、各住戸の各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

カ　階段室型特定共同住宅等（部分的に連続したバルコニーであるが反対側に経路を補完するバルコニーを併設したもの）

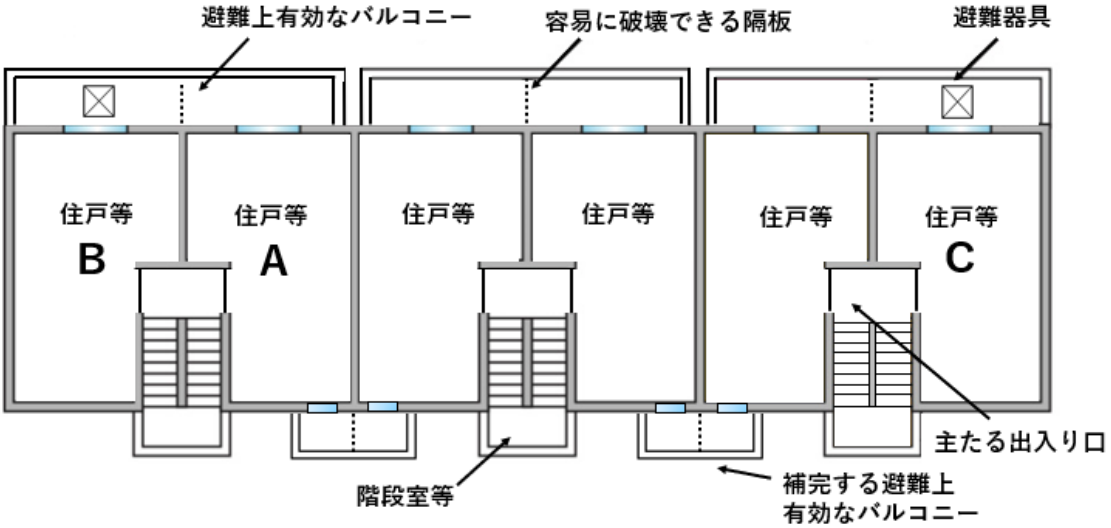

第４－１１図

判定：　住戸Ａが火災の場合、住戸Ａが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、住戸Ｂ及び住戸Ｃの各バルコニーに、避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

キ　廊下型特定共同住宅等（一部中廊下型で連続したバルコニー）

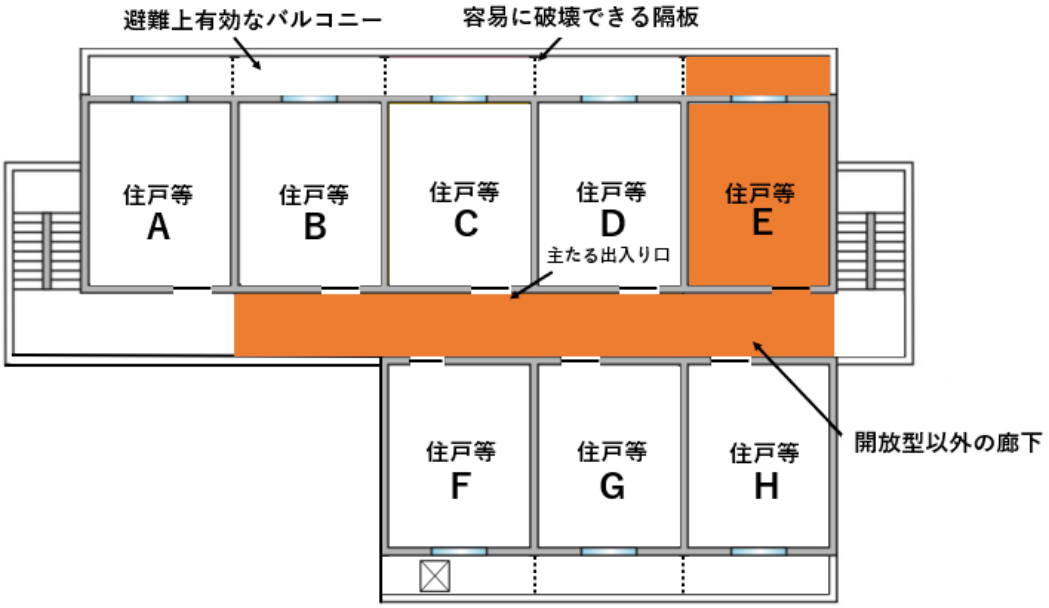

第４－１２図

判定：　住戸Ｅ又は住戸Ｈが火災の場合、住戸Ａが面する廊下以外の部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、住戸Ｆのバルコニーに、避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。（例図は住戸Ｅが火災の場合）

ク　廊下型特定共同住宅等（一部中廊下型で連続したバルコニー・開放型特定共同住宅等）

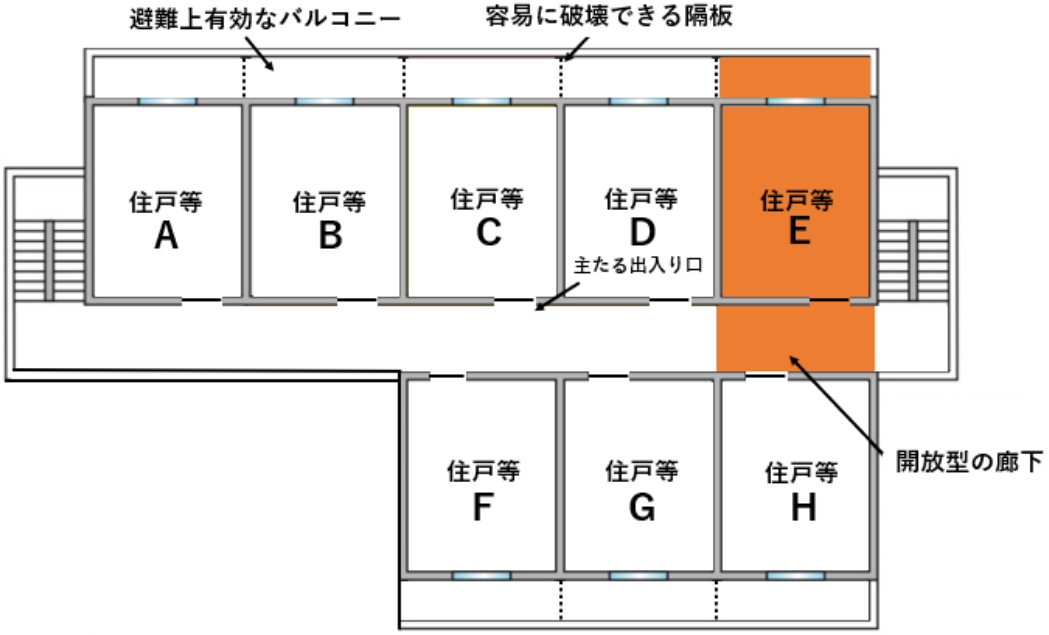

第４－１３図

判定：　二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

ケ　廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー）

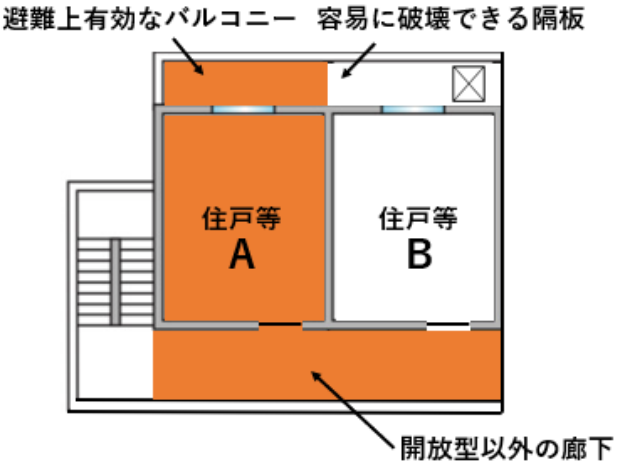

第４－１４図

判定:　住戸Ｂにて避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

コ　廊下型特定共同住宅等（１住戸）

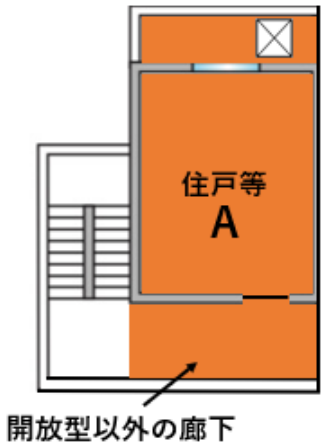

第4－１5図

判定：　住戸Ａに避難器具を設けても、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。

サ　上階がセットバックしている特定共同住宅等

平面図

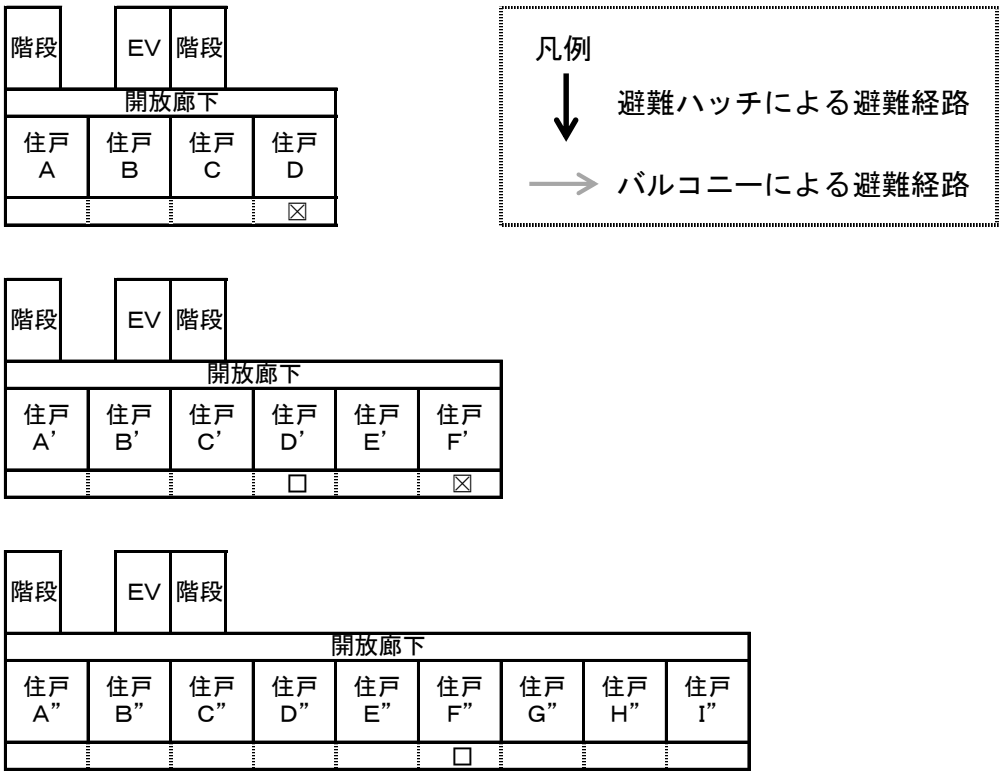

立面図

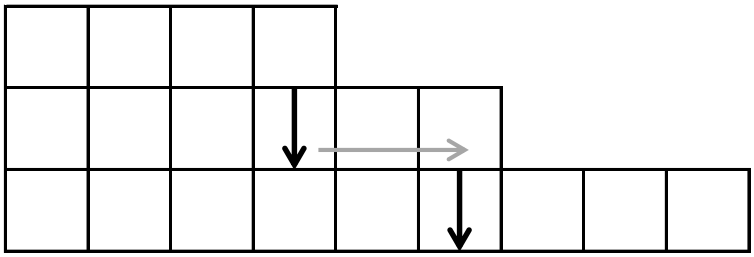

第4－16図

判定：　二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

なお、バルコニーによる避難経路は、住戸数の制限はないものであること。

2　開放型特定共同住宅等

構造類型告示第４の規定によるほか、次によること。

（１）　開放性の判定基準

ア　火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有すること。ただし、避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない（以下「就寝無し」という）共用室又は管理人室が面する共用部分は、開放性の検証を要しないこと。（第４－１７図参照）◆②

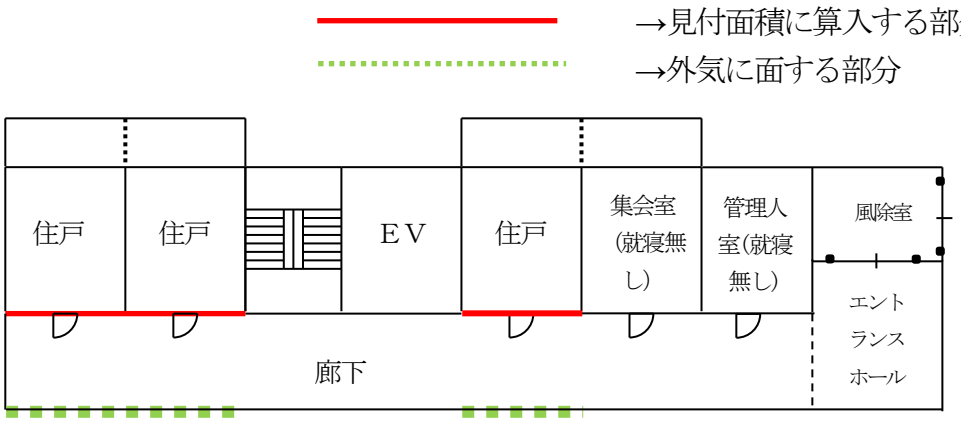

第４－１７図（避難階における開放性検証の対象）

イ　住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性を有しないことができる。◆②

（２）　隣接建築物等に対する開放性について

ア　廊下の前面に駐輪場、駐車場がある場合の離隔の取扱い（第４－１８図から第４－２２図参照）★

（ア）　離隔の規定を適用しない場合

ａ　平屋建ての開放性のある駐輪場

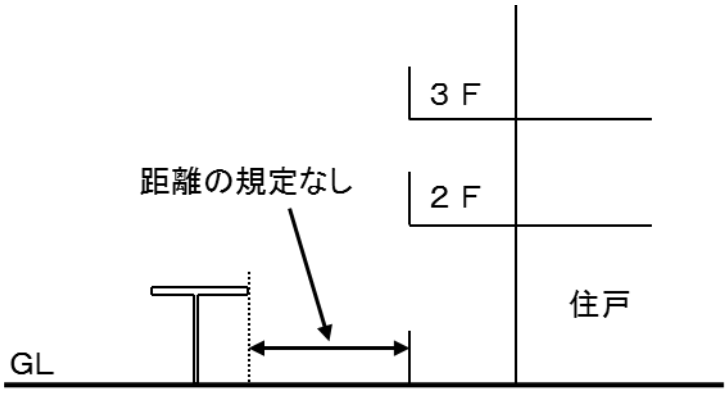

第４－１８図

b　平面（青空）駐車場

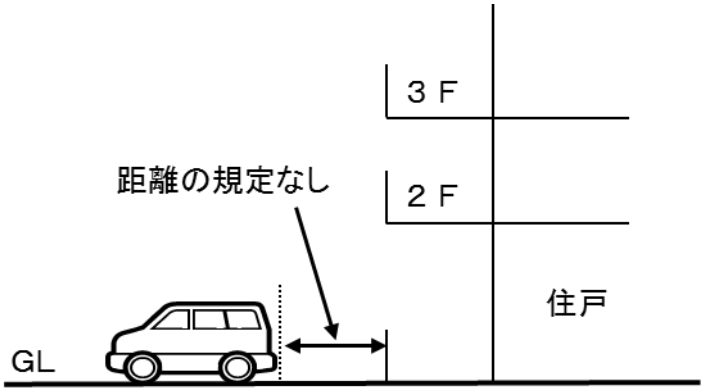

第４－１９図

c　地下１段型機械装置

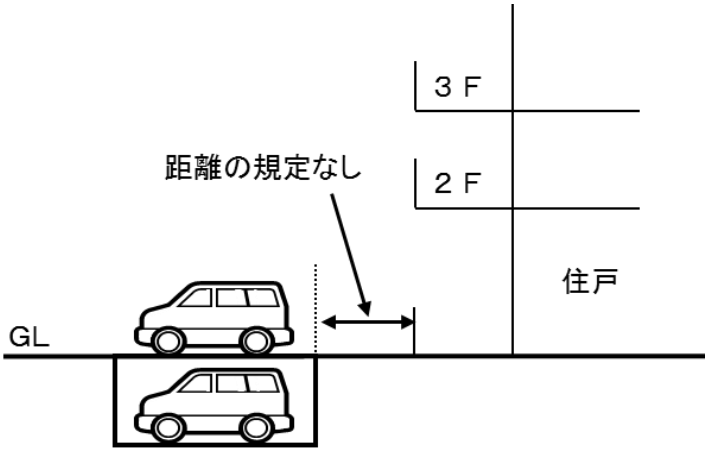

第４－２０図

d　他の建築物（高さが廊下又は階段室の手すり等の上端より低い場合）

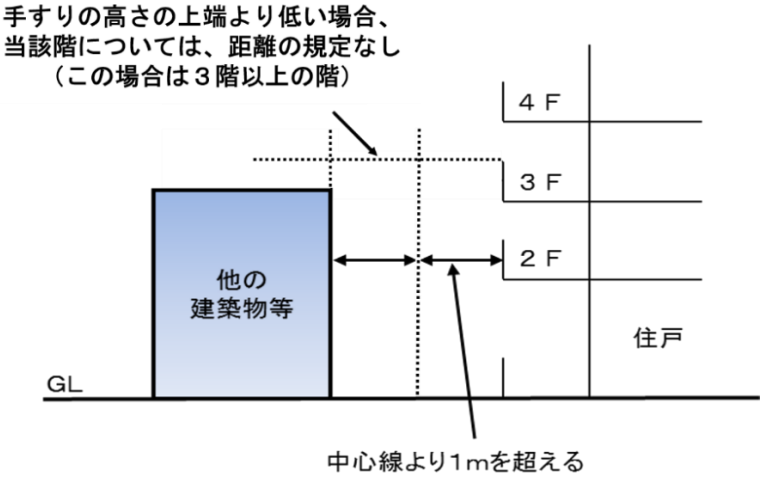

第４－２１図

（イ）　離隔の規定を適用する場合

地上２段以上の機械装置

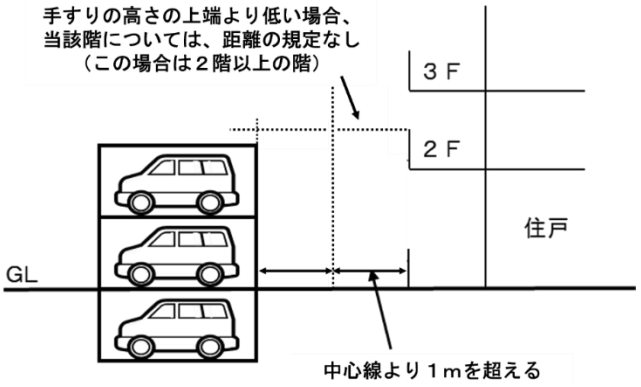

第４－２２図

イ　構造類型告示第４第２号（1）の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から 1m 以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取り扱うものであること。◆①

ウ　特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1m 未満であるときの取り扱いは、次のとおりとすること。適用例を第４－２３図に示す。◆①

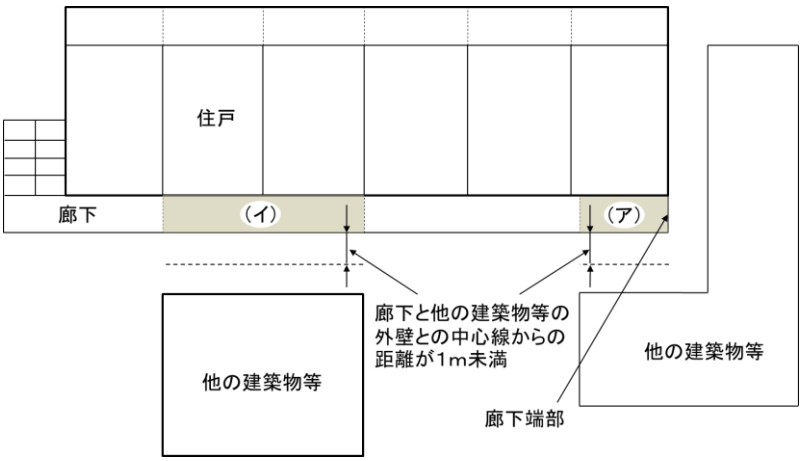

第４－２３図

（ア）　隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1m 未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分が構造類型告示第４第２号（4）ロの規定をみたし、かつ廊下全体で同第４第２号４イ(ｲ) 又は（ﾛ）の規定を満たす場合にあっては、当該廊下は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1m 未満の位置にないものとして取り扱い、かつ、廊下全体で開放廊下の基準に適合しているものとみなす。(第４－２４図参照)

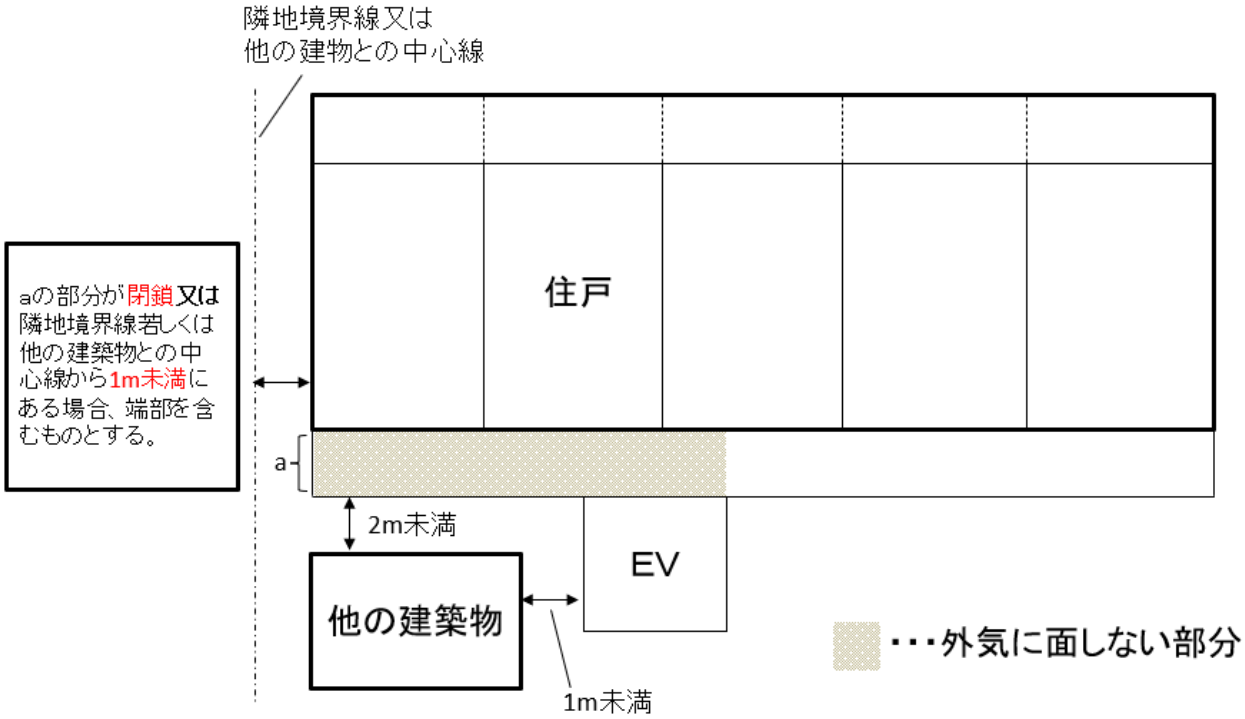

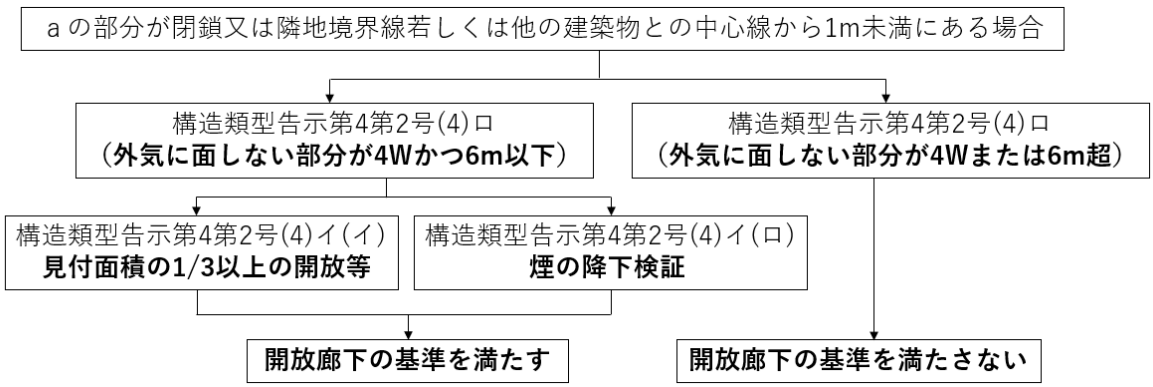

第４－２４図

（イ）　隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1m 未満である部分が廊下端部を含まない場合で、当該部分の長さは 6m 以下、かつ、当該部分の幅員の４倍以下であり、廊下全体で同第４第２号イ(ｲ) の規定を満たすこと。若しくは、廊下全体で同第４第２号イ(ﾛ) の規定を満たすこと。

これらの場合にあっては、当該廊下は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1m 未満の位置にないものとして取り扱い、かつ、廊下全体で開放廊下の基準に適合しているものとみなす。（第４－２５図参照）

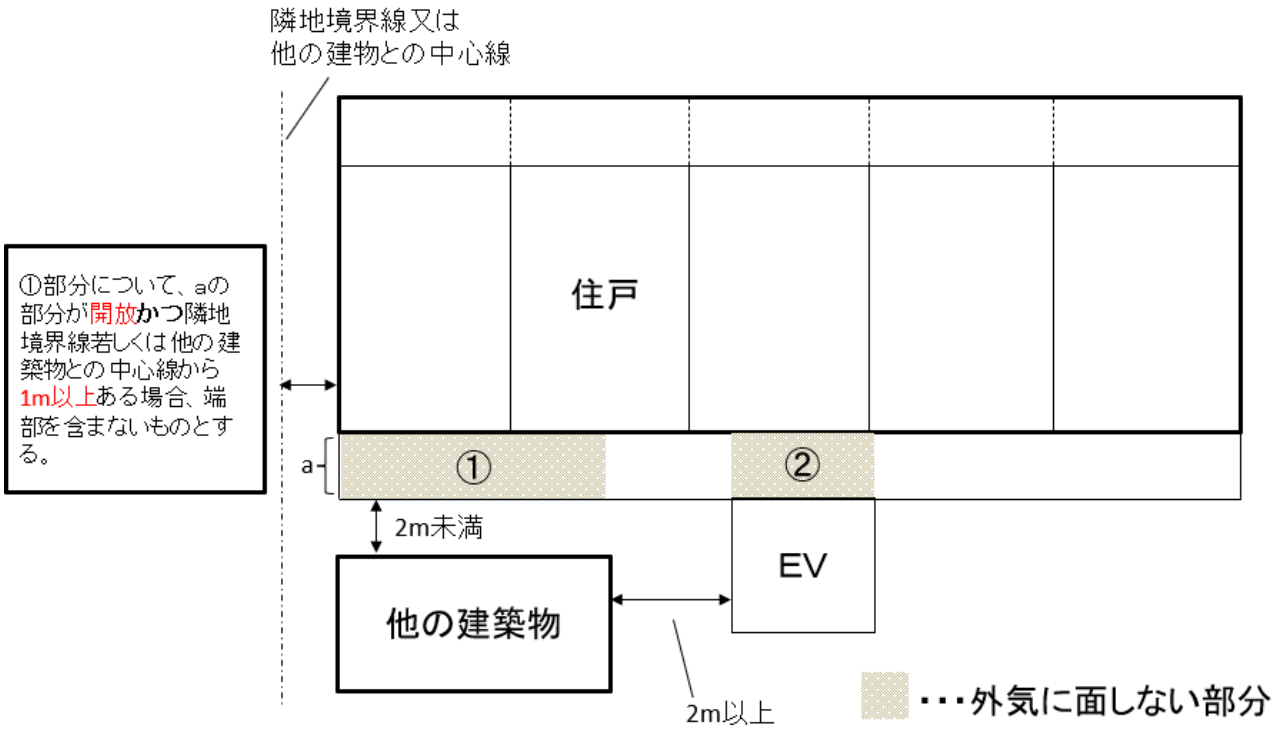

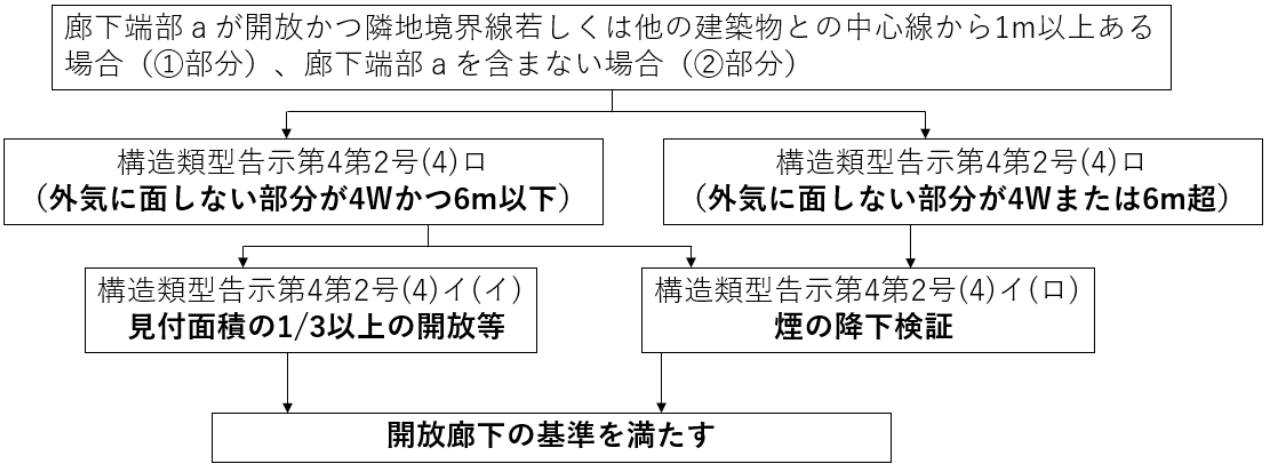

第４－２５図

エ　すべての階の廊下又は階段室等より１ｍ未満の位置に植栽等がある場合の取り扱いは、次のとおりとすること。なお、剪定等により適切に維持管理を行うことができない場合は、閉鎖部分として取り扱うこと。★（第４－２６図、第４－２７図参照）

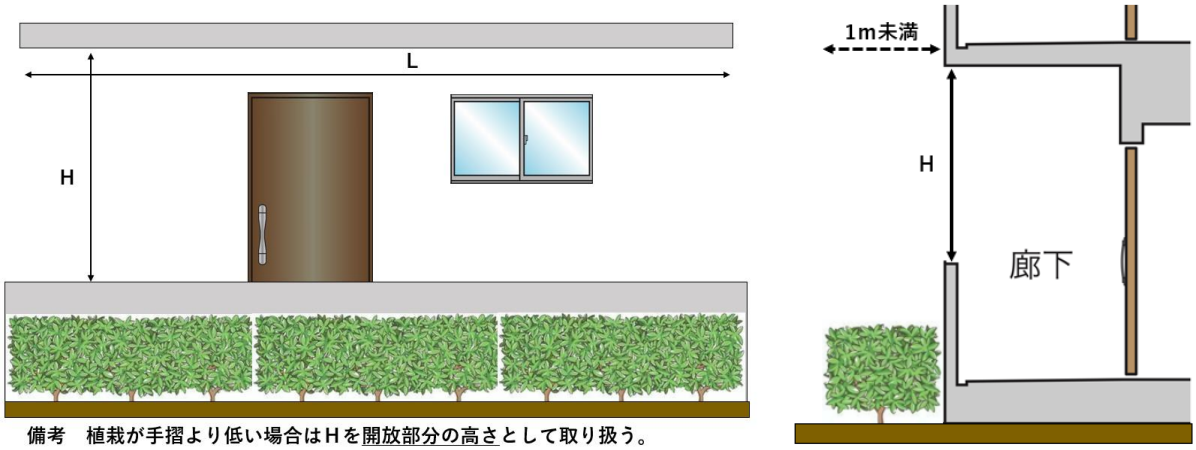

備考　植栽が手摺より低い場合はＨを開放部分の高さとして取り扱う。

第４－２６図

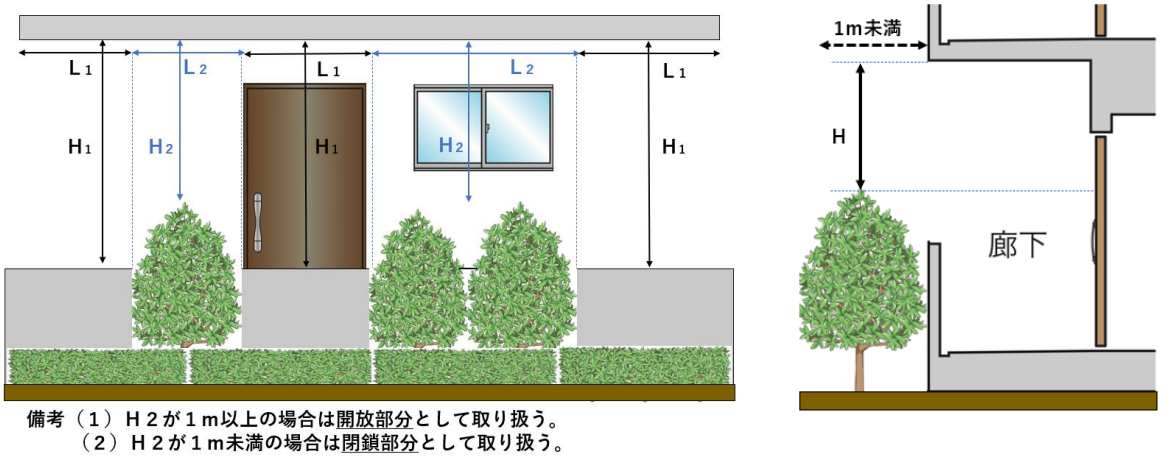

備考（１）Ｈ２が１ｍ以上の場合は開放部分として取り扱う。
（２）Ｈ２が１ｍ未満の場合は閉鎖部分として取り扱う。

第４－２７図

（３）　直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下単に「エントランスホール等」という。）の取り扱いについて◆②

エントランスホール等が避難階に存する場合にあっては、避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等（就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は除く。）から、構造類型告示第４第２号(3)イの規定による避難経路を確保する必要がある。なお、当該避難経路については、構造類型告示第３第２号（5）の規定に適合する避難経路を含むものであること。

（４）　直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取り扱いについて◆①

ア　廊下型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の４面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を第４－２８図に示す。

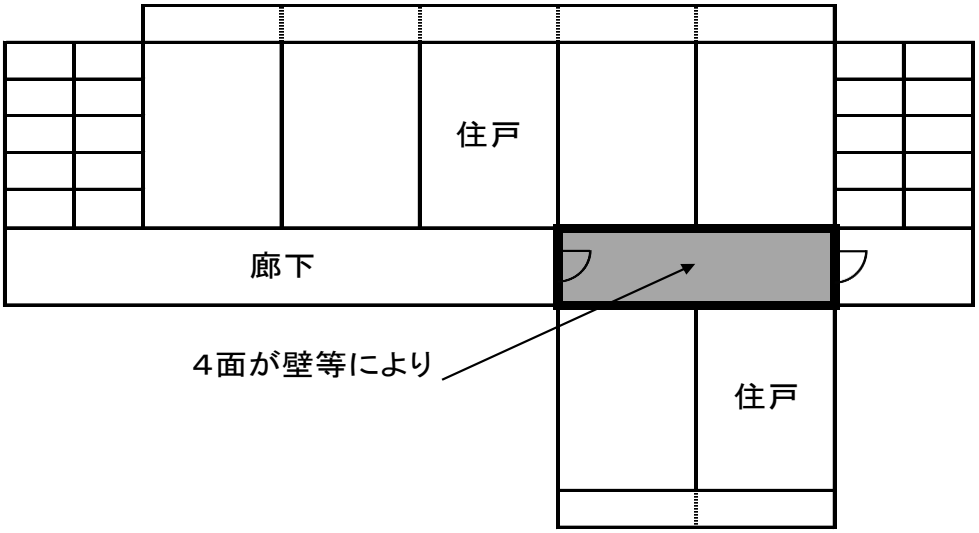

第４－２８図

イ　階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の４面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を第４－２９図に示す。

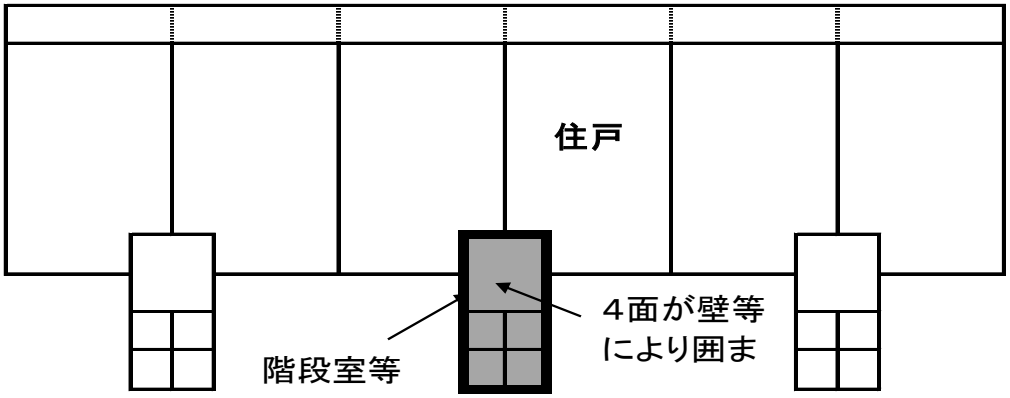

第４－２９図

（５）　開放型廊下の判断基準について◆①

構造類型告示第４第２号（4）イ（イ）の「外気に面する部分」及び「見付面積」として算入する部分については、第４－３０図及び第４－３１図の例によるほか次によること。

ア　構造類型告示第４第２号（4）イ（イ）ａの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号（4）イ（イ）ｃの「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるもの（ルーバーは除く。以下同じ。）

は含まないものであること。なお、さく、金網等の開放性のあるものとは、開放率が８０％以上のものをいう。（イにおいて同じ。）

イ　さく、金網等の開放性のあるものを設けた場合の開放面積は、当該さく、金網等により閉鎖されている部分の面積を除いた有効面積とすること。★

ウ　手すり等の上端に防犯のために設けられる格子の開放率が８０％以上あれば、当該部分を外気に面する部分として取り扱うことができる。★（第４－３２図、第４－３３図参照）

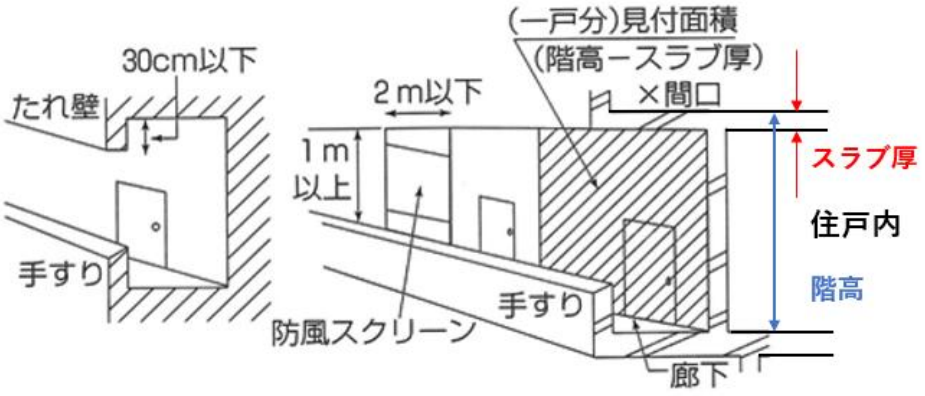

第４－３０図

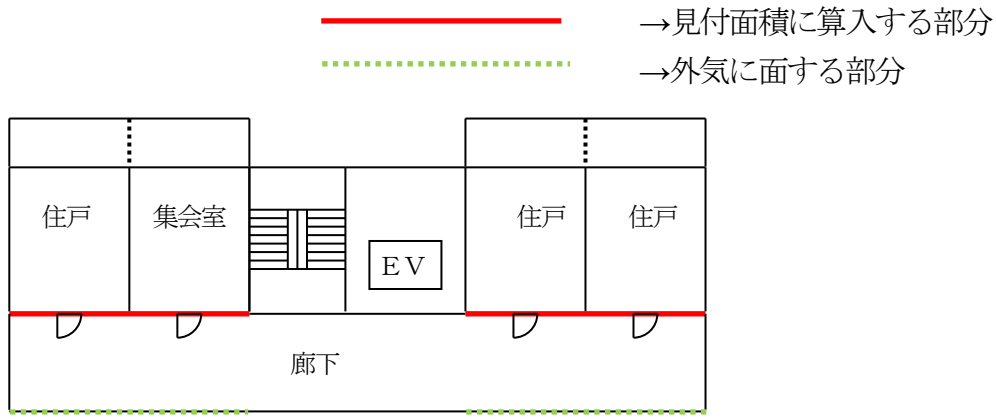

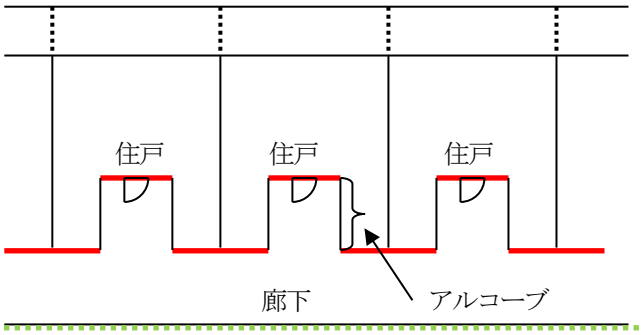

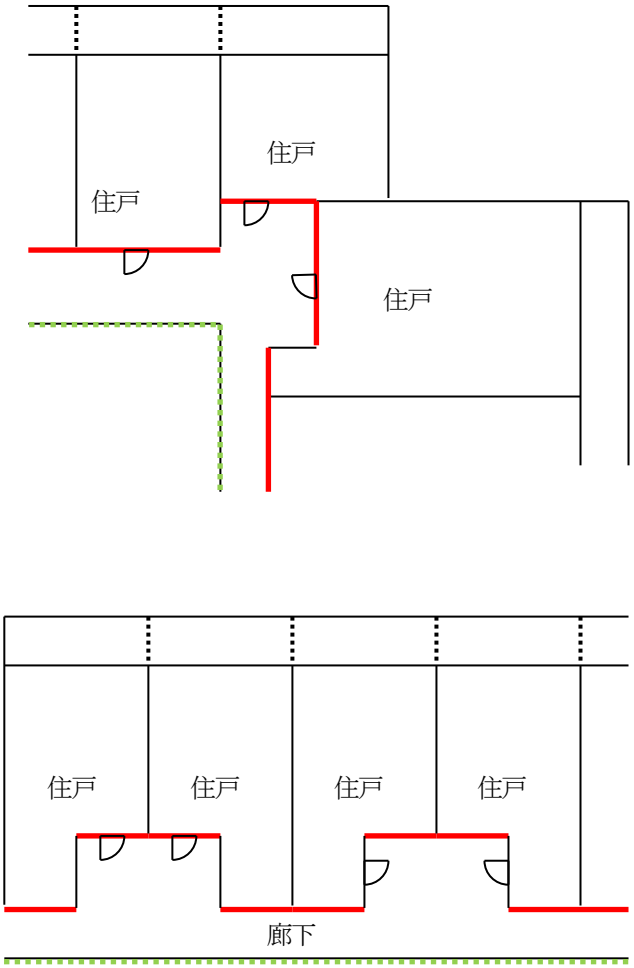

第４－３１図

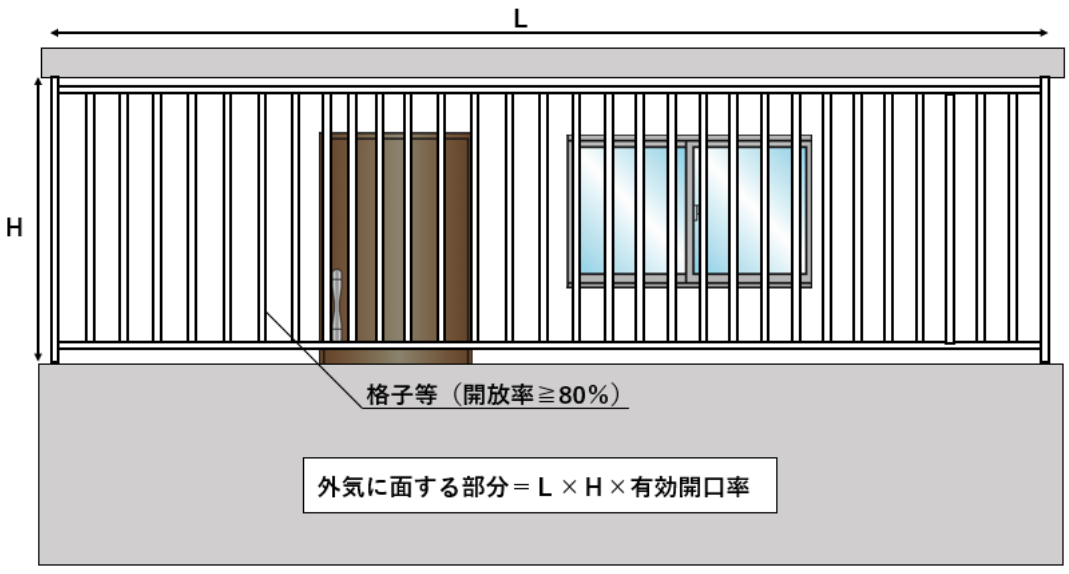

第４－３２図

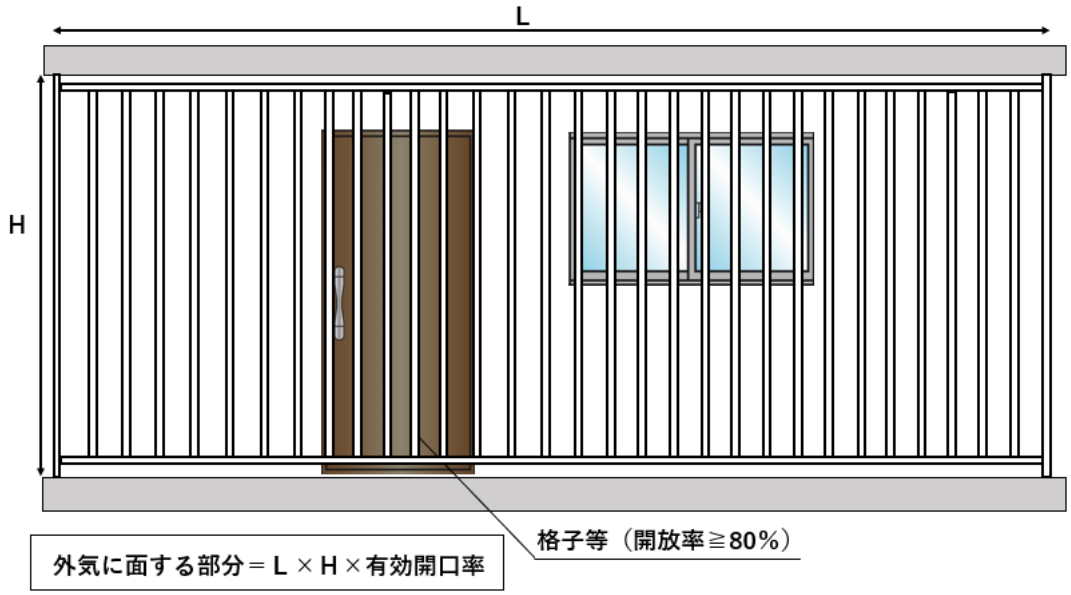

第４－３３図

（６）　外気に面しない部分の取扱いについて

ア　構造類型告示第４第２号（4）ロの「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1m 未満の位置にあるものをいう。

イ　周囲の３面が直接外気に開放されていない部分は、次の第４－３４図、第４－３５図によること。

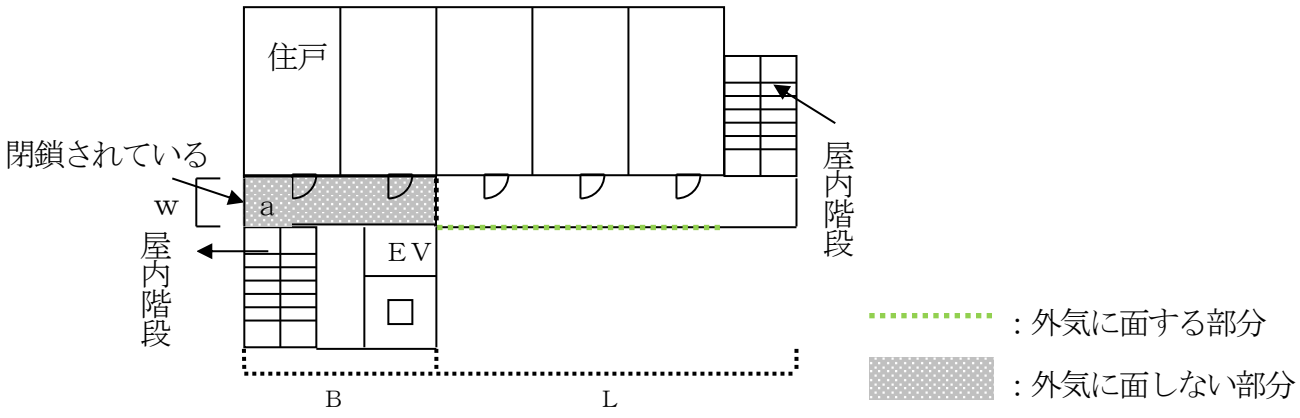

a が閉鎖されている場合は網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

ここで、

Wは、外気に面しない部分の幅員（第４－３５図において同じ。）

Ｂは、外気に面しない部分の長さ（第４－３５図において同じ。）

また、a に存する開口部が次の（ア）から（ウ）に定める基準のいずれかに適合するときは、a が閉鎖されているものとする。

（ア）a に存する開口部の幅＜W

（イ）a に存する開口部の上端の高さ＜L に存する有効開口部の上端の高さ

（ウ）a に存する開口部の下端の高さ＞L に存する有効開口部の下端の高さ

第４－３４図

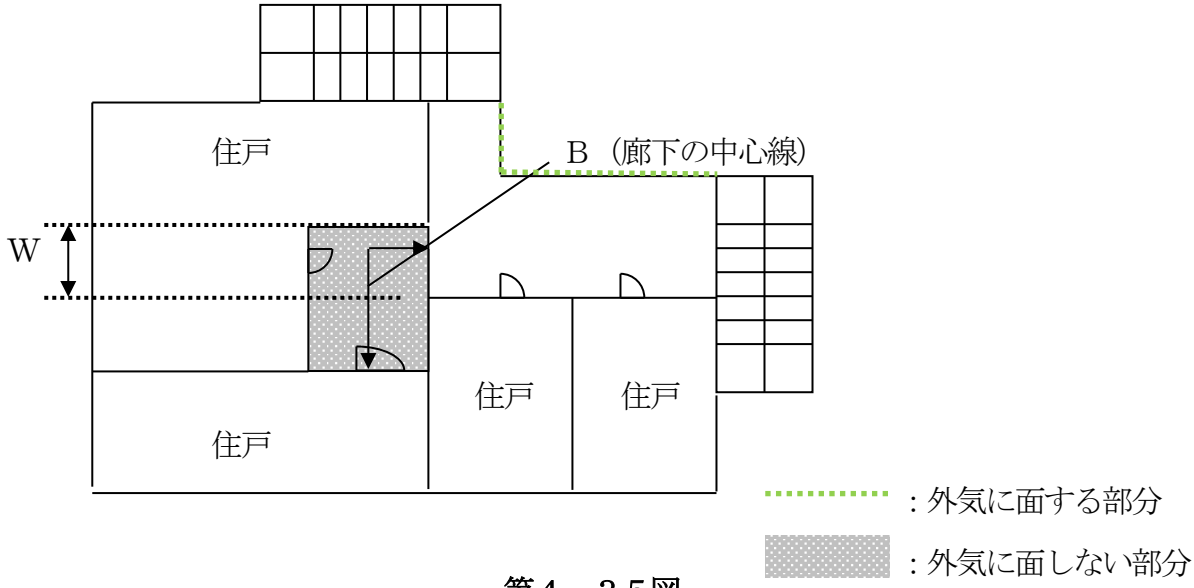

第４－３５図

なお、周囲の３面が直接外気に開放されていない場合、次のフローにより廊下の開放性について判断すること。

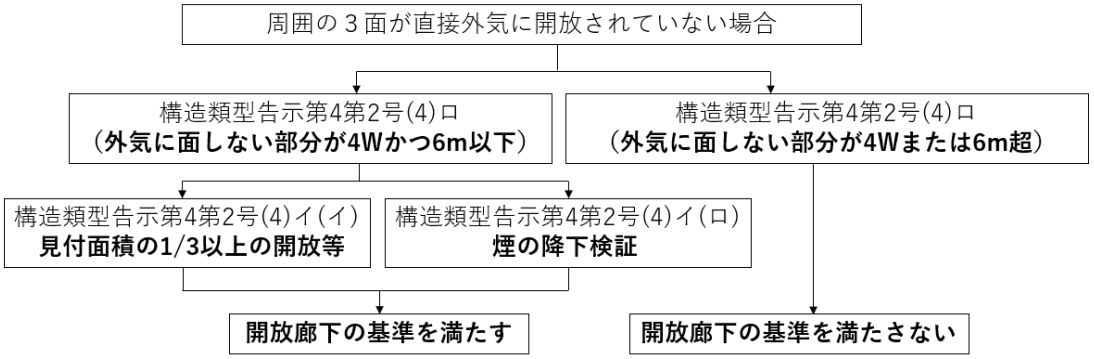

ウ　２面（両面）が直接外気に開放されていない部分

２面（両面）が直接外気に開放されていない部分の長さが 6m を超える場合若しくは当該部分の幅員の４倍を超える場合にあっては、（７）の「煙の降下状況を確認する方法について」により、床面からの高さ 1.8m まで煙が降下しないことを検証すること。（第４－３６図参照）

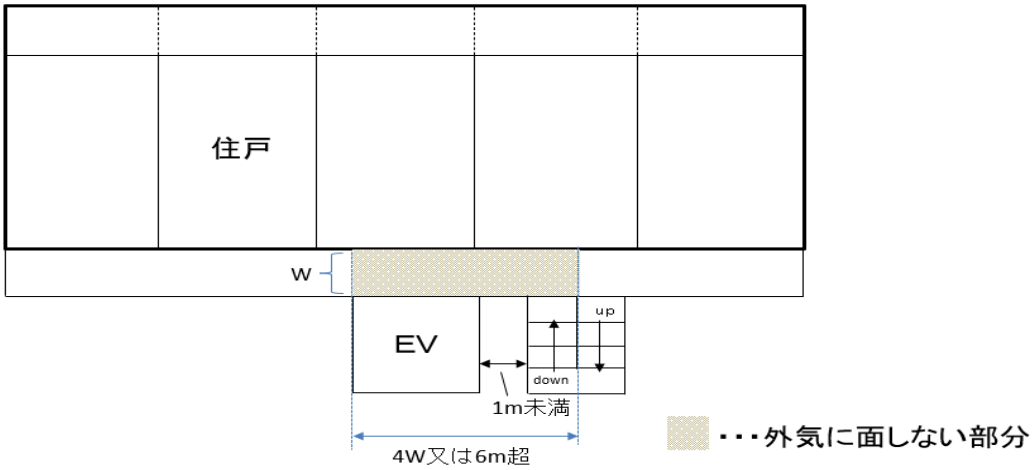

第４－３６図

なお、周囲の２面が直接外気に開放されていない場合、次のフローにより廊下の開放性について判断すること。

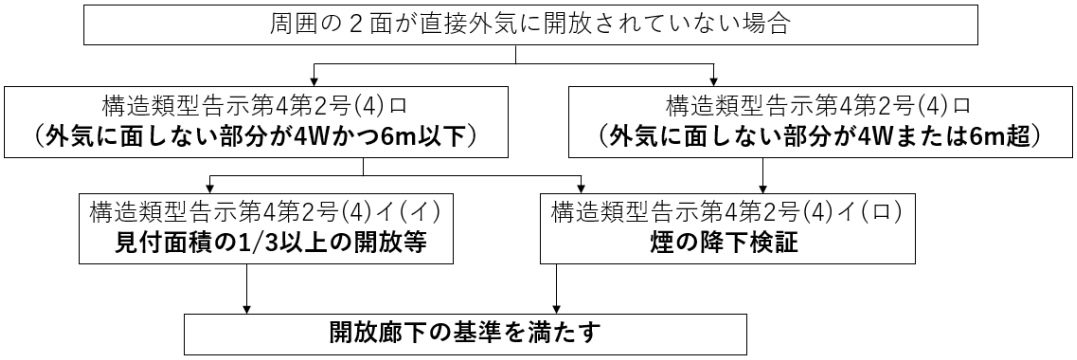

エ　直接外気に開放されていない部分の判断例については、次によること。★

（ア）　屋外階段、エレベーターホール等連続している場合（第４－３７図）

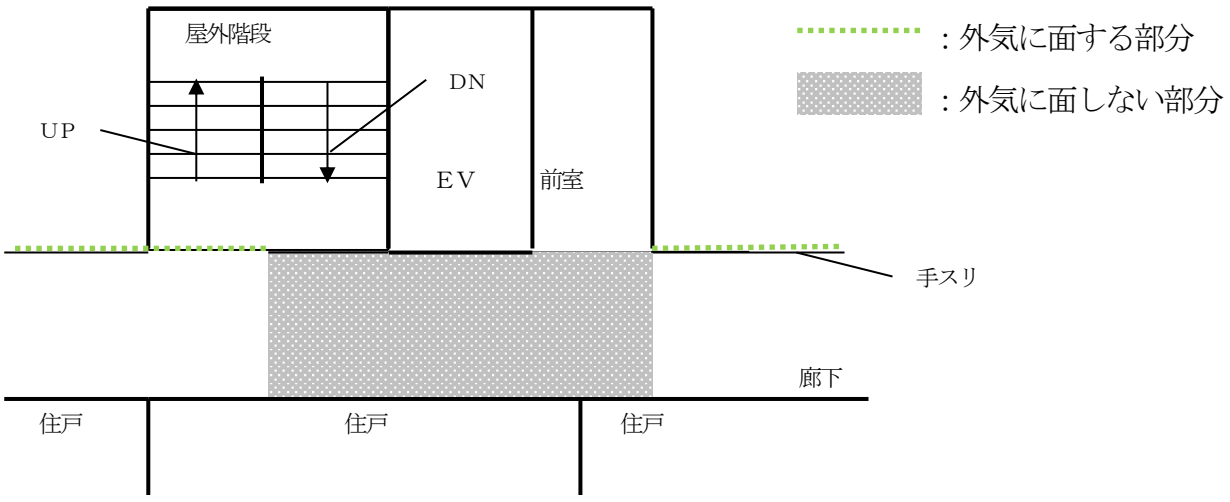

第４－３７図

（イ）　外気に開放されていない間に一部開放部分がある場合の取扱い（第４－３８図）

a　開放部分Ｂが 1m 以上あれば、開放性の無い部分はＡ及びＣとし、Ｂは開放部分とする。

b　開放部分Ｂが 1m 未満の場合、開放性の無い部分はＡ＋Ｂ＋Ｃとする。

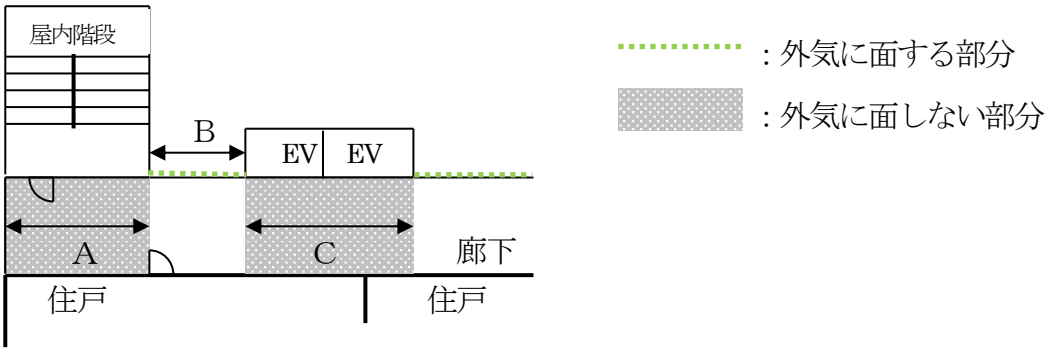

第４－３８図

（ウ）　開放型の廊下に平行して接続された屋外階段がある場合の取扱い（第４－３９図から第４－４３図参照）

：外気に面しない部分として取り扱う

：外気に面する部分

a　屋外階段の手すりが開放性のある場合

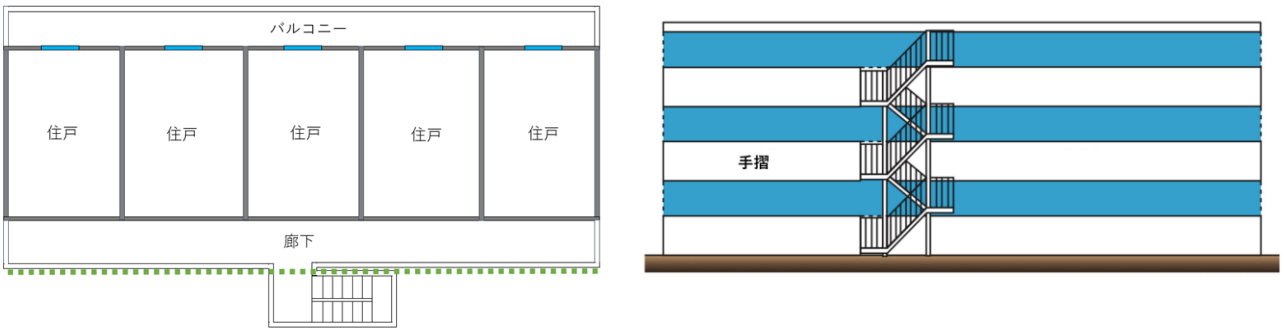

第４－３９図

b　屋外階段の手すりが開放性のない場合

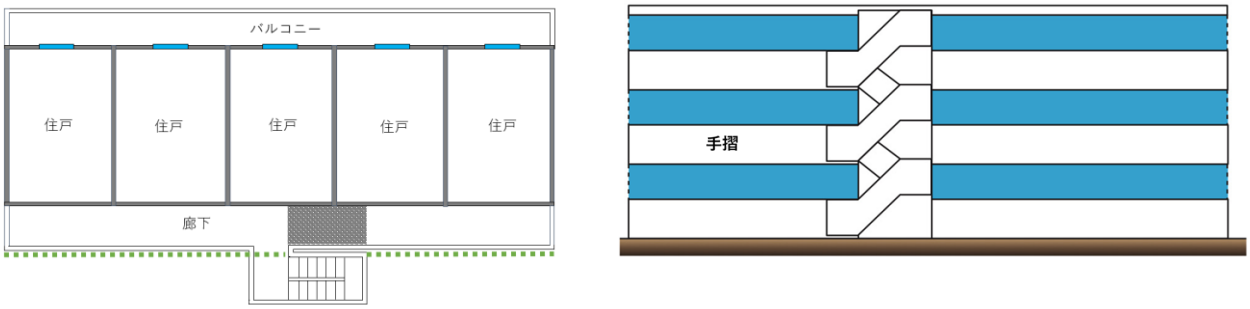

第４－４０図

c　屋外階段の上り部分に開放性がある場合

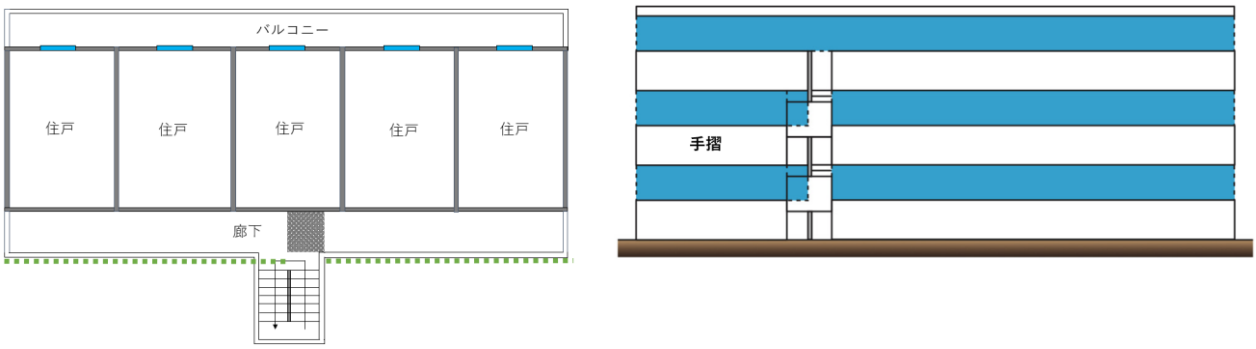

第４－４１図

d　屋外階段の上り部分が閉鎖されている場合

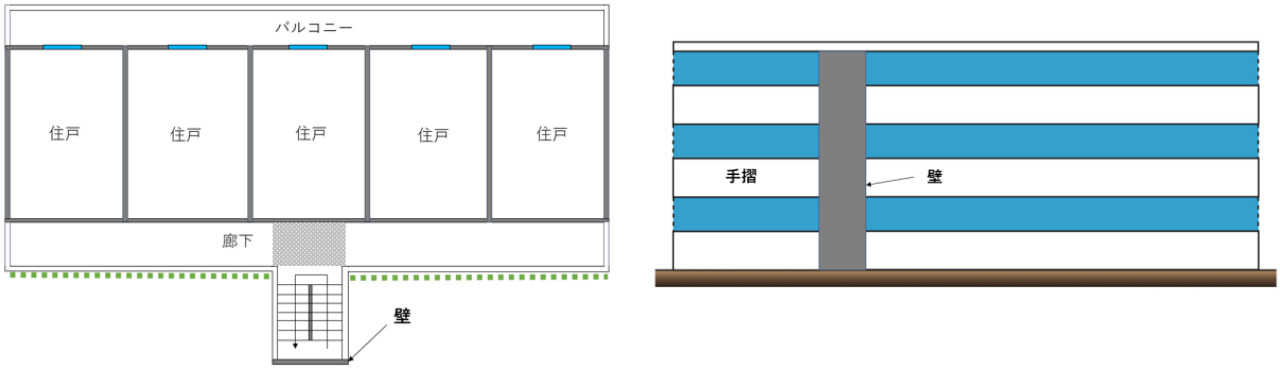

第４－４２図

e　敷地境界線又は建築物等が外壁の中心線より１m未満の場合

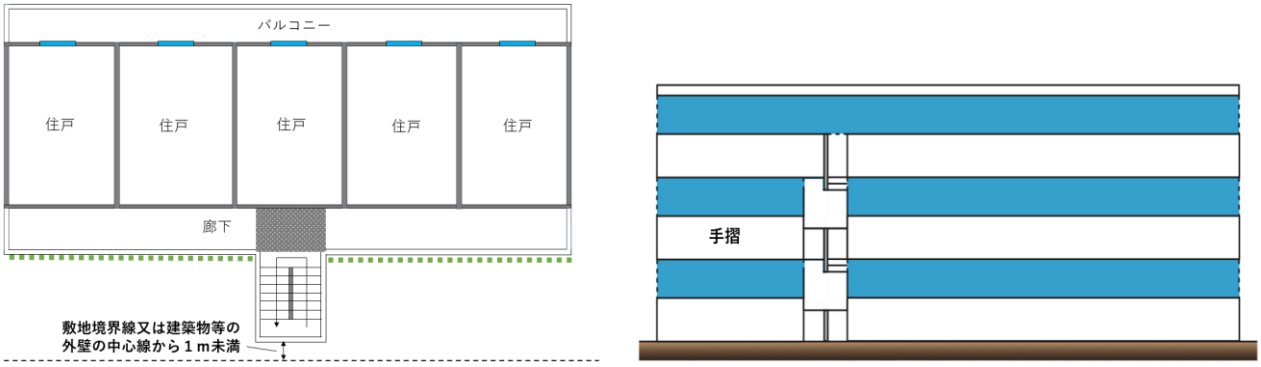

第４－４３図

（７）　煙の降下状況を確認する方法について

構造類型告示第４第２号（4）イ（ロ）及び同号（5）ロの煙が床面からの高さ 1.8m まで降下しないことを確認する方法は、次のアからカまでの手順によること。(第４－４４図参照)

ア　廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を前Ⅲ．２．(６)．イ．(ウ) の式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H}$$

イ　廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_p = 0.52A\sqrt{H}$$

m_p は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位 kg／sec。以下同じ。）

ウ　廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$\rho_c = \frac{353}{\left(293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c}\right)}$$

Pc は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度（単位 kg／㎥。以下同じ。）

Ac は構造類型告示第４第２号（4）イ（ロ）及び同号（5）ロの規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積（単位 ㎡）

エ　廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{\rho_c}$$

V は、廊下又は階段室等における熱気流の発生量（単位 ㎥／min）

オ　廊下又は階段室等における排煙量を次式により求めること。

（ア）廊下の場合

$$E=\max\left(19L\left(H_U-1.8\right)^{\frac{3}{2}},\frac{53.7L\left(H_U-1.8\right)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1+\left(\frac{H_U-1.8}{1.8-H_L}\right)^2}}\right)$$

（イ）階段室等の場合

$$E=\max\left(19L\left(H_U-H_L\right)^{\frac{3}{2}},38L\left(H_U-H_L\right)\sqrt{H_U+H_L-3.6}\right)$$

E は、廊下又は階段室等における排煙量（単位 ㎥／min）

L は、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位 メートル。ただし、L≦30 。（8）参照。）

H_Uは、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の上端の高さ（単位 m）

H_Lは、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から 1.8m 未満の高さにあるものに限る。）の高さ（単位 m）

カ　エで求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量がオで求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。

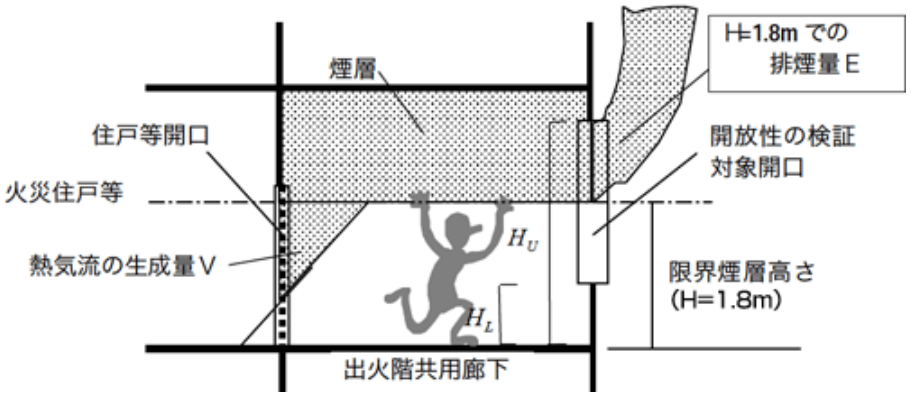

第４－４４図

（８）　煙の降下状況を確認する方法における廊下又は階段室等の有効開口部の長さについて

前（７）．オの「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で 30m 以内の部分のことをいい、第４－４５図、第４－４６図及び第４－４７図の例によること。

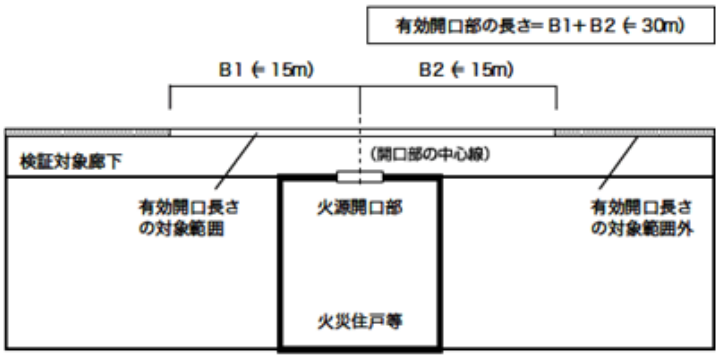

第４－４５図

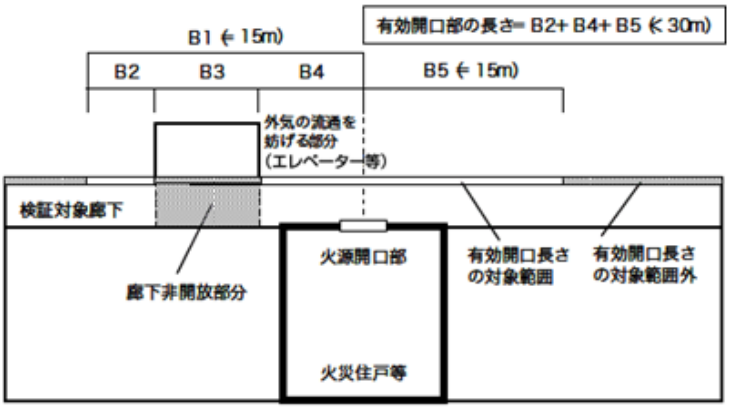

第４－４６図

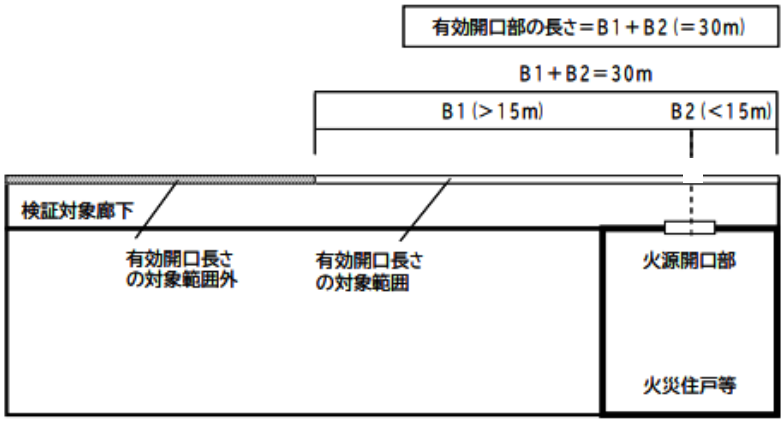

第４－４７図

Ⅴ　共同住宅用スプリンクラー設備

1　構成

共同住宅用スプリンクラー設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド（小区画ヘッド）、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

2　スプリンクラーヘッド等

スプリンクラーヘッドは、40 号省令第３条第３項第２号ロ、ハ及び 17 号告示第２第１号の規定によるほか、次によること。

（1）　第３章　第１節　第４　スプリンクラー設備Ⅱ．２．（４）．ウ（(イ)．ｂを除く。）を準用すること。

（2）　厨房には、スプリンクラーヘッド、共同住宅用自動火災報知設備の感知器又は住戸用自動火災報知設備の感知器を設置すること。◆②

（3）　天井に設ける家庭用照明器具等は、17 号告示第２第１号（2）に規定する「著しく散水を妨げるもの」には含まれないものであること。★

3　制御弁

制御弁は、17 号告示第２第２号の規定によるほか、第３章　第１節　第４　スプリンクラー設備Ⅱ．１．（６）．アを準用すること。

4　自動警報装置

自動警報装置等は、17 号告示第２第３号の規定によるほか、次によること。

（1）　住戸、共用室又は管理人室ごとに、パイプシャフト又はメーターボックス等に設置すること。◆②

（2）　音声警報装置は次によること。

階段室型特定共同住宅等のエレベーターの昇降路部分における音声警報装置の設置については、エレベーター籠内又は各階のエレベーターの昇降路部分から水平距離 8m 以内に音声警報装置が設置されている場合にあっては、当該部分に音声警報装置を設置しないことができるものであること。◆②

5　非常電源、配線等

非常電源、配線等は、17 号告示第２第８号及び第９号の規定によるほか、次によること。

（1）　第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．５を準用すること。

（2）　共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸が５未満の場合は、当該住戸分の容量の非常電源で足りるものであること。◆②

6　起動装置

起動装置は、17 号告示第２第９号の規定によるほか、次によること。

（１）　第３章　第１節　第４　スプリンクラー設備Ⅱ．１．（８）を準用すること。

（２）　スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるようにすること。◆②

7　配管等

配管等は、17 号告示第２第 11 号の規定によるほか、次によること。

（１）　配管等の機器

機器は、第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．３．（１）を準用すること。

（２）　設置方法等

ア　配管は原則として専用とすること。

イ　配管内の充水については、次によること。★

（ア）　補助用高架水槽による場合は、第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．３．（２）．ア．（ア）（ａ及びｃを除く。）を準用するほか、次によること。

ａ　補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径 40A以上のものとすること。

ｂ　補助用高架水槽の有効水量は、１ ㎥以上とすること。なお、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径 25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該有効水量を 0.5 ㎥以上とすることができる。

（イ）　補助加圧装置による場合は、第３章　第１節　第４　スプリンクラー設備Ⅱ．１．（４）．イ．（イ）．ｂを準用すること。

（ウ）　埋設配管及びポンプの吸水管にあっては、第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．３．（２）．ウ及びエを準用すること。

（３）　ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手

ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手の施工に当たっては、第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．３．（カ）を準用すること。

（４）　管径は、原則として配管摩擦損失計算によること。なお、取り付けられるヘッド数により管径を設定する場合は、第５－１表によること。また枝管に取り付けられるヘッド数は、配水管から片側５個以下であること。

第５－１表　管径とヘッド数

配管径	25A	32A	40A
ヘッド数	３以下	４以下	５以上

8　加圧送水装置

加圧送水装置は、17 号告示第 2 第 12 号の規定によるほか、次によること。

（1）　設置場所

第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．１．（1）．ア、（2）．ア及び（3）．アを準用すること。

（2）　機器

第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．１．（1）．イ、（2）．イ及び（3）．イを準用すること。

（3）　設置方法

第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．１．（1）．ウ、（2）．ウ及び（3）．ウを準用すること。

9　配管等の摩擦損失計算等

17 号告示第 2 第 12 号の規定による配管等の摩擦損失計算等は、第３章　第１節　第４　スプリンクラー設備Ⅱ．１．(12) を準用すること。

10　水源

水源は、40 号省令第 3 条第 3 項第 2 号ニの規定によるほか、第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．２を準用すること。

11　耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等の耐震措置は、17 号告示第 2 第 14 号の規定によるほか、第３章　第１節　第２　屋内消火栓設備Ⅱ．６を準用すること。

12　条例第 66 条第 1 項第 5 号の取り扱いについて

（1）　共同住宅用スプリンクラー設備の設置対象

40 号省令第 3 条第 3 項第 2 号イ(イ)に規定する「11 階以上の階」は「条例第 66 条第 1 項第 5 号に規定する階」を含むものとし、「10 階以下の階」は「10 階以下の階で条例第 66 条第 1 項第 5 号の規定によらない階」に読み替えるものとする。

（2）　共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除

ア　40 号省令第 3 条第 4 項第 1 号イに規定する「前項第 2 号イに掲げる部分」は「条例第 66 条第 1 項第 5 号に規定する階」も含むものとして取り扱うこと。

イ　40 号省令第 3 条第 4 項第 1 号ロに規定する「10 階以下の階」を「10 階以下の階で地盤面からの高さが 31 メートルを超えない階」に読み替えるものとする。

13　その他

（1）　屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、１１階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、１０階以下の階を補助散水栓により包含した場合に

あっては、政令第32条の規定を適用し、当該設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備を設置しないことができるものであること。但し、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示させること。◆②

（2） 前（1）の場合、当該設備の水源水量は4㎥以上、また、加圧送水装置のポンプの吐出量は240ℓ／min以上で足りるものであること。◆③

（3） 40号省令第3条第4項第1号に規定する「住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）」は、住戸、共用室及び管理人室のうち、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）が内装制限の対象となるものであること。◆②

（4） 地階を除く階数が１１以上の二方向避難型共同住宅において、１０階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を40号省令及び位置・構造告示に定める技術上の基準により住戸、共用室及び管理人室に設置した場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備をしないことができるものであること。◆②

（5） メゾネット型住戸の上階のみに共同住宅用スプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体に共同住宅用スプリンクラー設備を設置すること。なお、当該メゾネット型住戸に設置する流水検知装置等については、一の流水検知装置等により当該上階及び下階を受持つことができるものであること。◆②

Ⅵ　共同住宅用自動火災報知設備

1　構成

共同住宅用自動火災報知設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令　（昭和 56 年自治省令第 19 号。）第 2 条第 7 号 に規定するものをいう。以下同じ。）、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令　（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号 に規定するものをいう。以下同じ。）、戸外表示器（住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。）等で構成され、かつ、自動試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令　（昭和 56 年自治省令第 18 号。以下「中継器規格省令」という。）第 2 条第 12 号 に規定するものをいう。）又は遠隔試験機能（中継器規格省令第 2 条第 13 号 に規定するものをいう。以下同じ。）を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 19 号の 3 に規定するものをいう。以下同じ。）の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

2　用語の意義

（1）　共同住宅用受信機とは、共同住宅用自動火災報知設備の受信機（Ｐ型３級受信機又はＧＰ型３級受信機に限る。）であって、住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。

（2）　住棟受信機とは、共同住宅用自動火災報知設備の受信機であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等（40 号省令第 2 条第 1 号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の関係者に報知するものをいう。

（3）　音声警報装置とは、共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。

（4）　補助音響装置とは、住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。

（5）　戸外表示器とは、住戸等の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

3　感知器

感知器は、18 号告示第 3 第 2 号の規定によるほか、次によること。

（1）　感知器の設置を要しない場所◆②

ア　メーターボックス

イ　パイプシャフト等

ウ　厨房（スプリンクラーヘッドが設置されている場合に限る。）

（2）　倉庫、機械室等の部分に設ける感知器は、原則、住棟受信機に接続すること。ただし、共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合にあっては、共同住宅用受信機に接続することができるものであること。

（3）　40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ニ（ハ）に規定する「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に面する部分から 5m以上離れた部分を含むものであること。

4　中継器

中継器は、18 号告示第 3 号第 3 号の規定によるほか、第３章　第１節　第１２　自動火災報知設備Ⅱ．３を準用すること。

5　配線及び工事方法等

配線及び工事方法等は、、18 号告示第３号第４号の規定によるほか、第３章　第１節　第１２　自動火災報知設備Ⅱ．８（省令第 24 条第１項第１号チの規定に係る部分を除く。）を準用すること。

6　共同住宅用受信機

共同住宅用受信機は、18 号告示第 3 第 5 号の規定によるほか、住戸等の床面積が 150 ㎡を超える場合、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう地区音響装置にて音声警報を補完し、共同住宅用受信機を設置することができるものであること。◆②

7　住棟受信機

住棟受信機は、18 号告示第３第６号の規定によるほか、次によること。

（1）　第３章　第１節　第１２　自動火災報知設備Ⅱ．１を準用すること。

（2）　18 号告示第３第６号に規定する「同一敷地内に特定共同住宅等が２以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合で、受信機を設置しない建築物には副受信機（表示盤）及び同時通話装置を設けた場合をいうこと。◆②

（3）　常時人がいない管理人室に住棟受信機を設置する場合、火災時に管理人室の出入口が自動的に解錠される等の措置を講ずること。◆②

8　電源

電源は、18 号告示第３第７号の規定によるほか、次によること。

（1）　常用電源は、第３章　第１節　第１２　自動火災報知設備Ⅱ．１．（1）を準用すること。

（2）　非常電源は、第３章　第１節　第３　非常電源によること。

（3）　共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる場合は、住棟受信機の予備電源又は

別置型の蓄電池等により、18 号告示第 3 第 8 号（1）に定める容量の非常電源が確保されている場合であること。◆②

（4） 共同住宅用受信機又は住戸用受信機に接続しているガス漏れ検知器の電源は、当該共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介してとることとして差し支えないものであること。◆③

9 音声警報装置

音響装置は、、18 号告示第 3 第 9 号の規定によるほか、次によること。

18 号告示第 3 第 9 号 (2) に規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が 150 ㎡を超えるもの等であること。

10 戸外表示器

戸外表示器は、、18 号告示第 3 第 10 号及び 20 号告示の規定によること。

11 その他

（1） １０階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40 号省令第 3 条第 4 項第 2 号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があること。◆②

（2） 18 号告示第 3 第 2 号（1）イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」は、住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路に該当しないものであること。◆②

（3） 18 号告示第 3 第 4 号（2）に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」は、準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス、パイプシャフト等の部分であること。◆②

Ⅶ　住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

1　構成

住戸用自動火災報知設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

2　用語の意義

住戸用受信機は、住戸用自動火災報知設備の受信機（Ｐ型３級受信機又はＧＰ型３級受信機に限る。）であって、住戸等及び共用部分に設ける感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

3　感知器

感知器は、19 号告示第３第２号の規定によるほか、Ⅵ　共同住宅用自動火災報知設備．３によること。

4　中継器

中継器は、19 号告示第３第３号の規定によるほか、Ⅵ　共同住宅用自動火災報知設備．３によること。

5　配線及び工事方法等

配線及び工事方法等は、19 号告示第３第４号の規定によるほか、Ⅵ　共同住宅用自動火災報知設備．５によること。

6　住戸用受信機

住戸用受信機は、19 号告示第３第５号の規定によるほか、次によること。

住戸等の床面積が 150 ㎡を超える場合、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう地区音響装置にて音声警報を補完し、住戸用受信機を設置することができるものであること。◆②

7　電源

電源は、19 号告示第３第６号の規定によるほか、Ⅵ　共同住宅用自動火災報知設備．８によること。

8　音声警報装置

音声警報装置は、19 号告示第３第７号の規定によるほか、次によること。

19 号告示第 3 第 7 号（2）に規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が 150 ㎡を超えるものであること。

9　共同住宅用非常警報設備

（1）　19 号告示第 4 第 2 号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段から 5m以内の廊下をいうものであること。

（2）　特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置、表示灯を 19 号告示第 4 に準じて設置した場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてもよいこと。★

（3）　階段室型特定共同住宅等に設置する共同住宅用非常警報設備の鳴動方式にあっては、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいこと。◆③

10　その他

（1）　Ⅵ　共同住宅用自動火災報知設備．11.（1）、（2）を準用すること。

（2）　直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設置する感知器にあっては、住戸用受信機に代えて防災センター等又は管理人室等に政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置した場合に限り、当該受信機に接続することができること。◆②

◆①「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成 17 年 8 月 12 日消防予第 188 号）

◆②「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成 18 年 11 月 30 日消防予第 500 号）

◆③「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）等に係る執務資料の送付について」（平成 19 年 3 月 27 日消防予第 114 号）